# 規則

明海大学学則(抜粋)	2
明海大学学生交流規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
明海大学外国語学部における進級基準等に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
明海大学経済学部における進級基準等に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
明海大学不動産学部における進級基準等に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における進級基準等に関する規程	14
明海大学保健医療学部における進級基準等に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
明海大学浦安キャンパス科目等履修生規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
明海大学浦安キャンパス課外教育活動団体の組織等に関する規程	16
明海大学学資借入支援奨学金の給付に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
明海大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程	18
明海大学私費外国人留学生授業料減免規程	21
明海大学学生奨学海外研修派遣規程······	22
明海大学浦安キャンパス派遣留学生奨学金規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
明海大学浦安キャンパス学生のインターンシップ派遣に関する規程	25
明海大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考内規(抜粋)	26
明海大学学生表彰規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
宮田賞授与選考基準	27
学長賞授与選考基準·····	28
明海大学学生懲戒手続規程·····	28
明海大学浦安キャンパス学生の試験における不正行為者の懲戒に関する内規	29
明海大学浦安キャンパス遺失物取扱内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
講義室利用遵守事項······	30
明海大学体育会所属クラブ等の活動に係る	
浦安キャンパス学生の授業欠席に関する取扱要領	31
明海大学浦安キャンパスネットワーク利用規則(学生用)	31
明海大学浦安キャンパスメディアセンター図書利用規程	32
明海大学学生の付属図書館不正利用に対する懲戒に関する内規(抜粋)	34
明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
明海大学 MEIKAI CLUB 会則(学内用)·····	35

# 学則 (抜粋)

2017年4月1日改正

#### 明海大学学則(抜粋)

目 次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 授業科目、講座および履修方法

(第5条一第9条)

第3章 教職員(第10条—第11条)

第4章 総合協議会および教授会

(第12条一第15条)

第5章 入学、転学、休学、復学、留学、

転学部、転学科および退学

(第16条-第29条)

第6章 学年、学期および休業日

(第30条一第32条)

第7章 試験、進級および卒業

(第33条一第45条)

第8章 入学検定料および学生納付金等

(第46条-第51条)

第9章 賞罰 (第52条-第54条)

第10章 服装 (第55条)

第11章 専攻生・研究生・科目等履修生

および特別聴講学生

(第56条一第65条)

第12章 教育センター (第65条の2一第65条の4)

第13章 付属機関(第66条一第69条)

第14章 大学院(第70条)

第15章 別科 (第71条)

附 則

# 第1章 総則

(目的)

第1条 明海大学(以下「本大学」という。)は、教育基本法ならびに学校教育法の定めるところに従い、広く一般教養および専門教育の学術を教授研究し、社会性、合理性、創造性豊かな人材を育成すると共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的とする。

(学部学科)

第2条 本大学に次の学部、学科をおく。

(1) 外国語学部 日本語学科

英米語学科

中国語学科

(2) 経済学部 経済学科

(3) 不動産学部 不動産学科

(4) ホスピタリティ・ツーリズム学部

ホスピタリティ・ツーリズム学科

(5) 歯学部 歯学科

(6) 保健医療学部 □腔保健学科

(学部学科の目的)

- 第2条の2 外国語学部日本語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、日本語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を授け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。
- 第2条の3 外国語学部英米語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、英米語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を授け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。
- 第2条の4 外国語学部中国語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、中国語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を授け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。
- 第2条の5 経済学部経済学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、経済学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。
- 第2条の6 不動産学部不動産学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、不動産学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。
- 第2条の7 ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ ツーリズム学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成する ため、広く知識を授け、ホスピタリティ・ツーリズム学分野にお ける学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。
- 第2条の8 歯学部歯学科は、国際未来社会で活躍し得る人間性、 感性に富む歯科医師を育成するため、広く知識を授け、歯学分 野における学識、臨床能力及び研究能力を培うことを目的とす
- 第2条の9 保健医療学部口腔保健学科は、国際未来社会で活躍 し得る人間性、感性に富む歯科衛生士を育成するため、広く知 識を授け、口腔保健学分野における学識、臨床能力及び研究能 力を培うことを目的とする。

(修業年限)

第3条 学部の修業年限は4年とする。ただし、歯学部にあっては 6年とする。

(入学定員および収容定員)

第4条 本大学各学部の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

	学	部		学 科					入学定員(名)	収容定員(名)
				$\Box$	本	語	学	科	80	320
外	玉	語 学	⊉ 部	英	米	語	学	科	160	640
				中	玉	語	学	科	40	160
経	済	学	部	経	泽	Ę !	学	科	300	1,200
不	動点	産 学	≥ 部	不	動	産	学	科	180	720
			ティ・ 学部				ノテ ム学		200	800
歯	è	学	部	歯		学		科	120	720
保	健 医	療	学部		腔(	呆货	上学	科	70	280
			合	Ħ	-				1,150	4,840

#### 第2章 授業科目、講座および履修方法

(授業科目、講座)

- 第5条 本大学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ ツーリズム学部および保健医療学部に開設する授業科目の区分 は、次のとおりとする。
  - (1) 共通科目
  - (2) 専門科目
- 2 本大学歯学部に開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。
- (1) 人間力形成科目
- (2) 専門科目
- 3 本大学歯学部に、別表2-1に定める講座をおく。
- 4 第1項および第2項の区分により、各学部において開設する授業科目および単位数(または時間数)は、別表1および別表2-2に定めるとおりとする。
- 5 削除
- 6 第1項から第4項に定めるもののほか、教育職員免許法(昭和 24年法律第147号)に定める教員の免許状を得ようとする者の ため教職課程をおき、教科および教職に関する専門教育科目に 係る授業科目を開設する。
- 7 前項の授業科目およびその履修方法並びに学部・学科において取得できる教員の免許状の種類等については、別に定める。 (単位の算定)
- 第5条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準により計算するものとする。
  - (1) 講義および演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習および実技については、30時間の授業をもって 1単位とする。
  - (3) 前2号によりがたい授業科目にあっては、各学部の定めによるものとする。
- 2 歯学部第三系列の授業科目については、前項の単位制によらず、 時間制によるものとする。

第6条 削除

第7条 削除

(履修方法)

- 第8条 学生は、別表1および別表2に定めるところにより、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。 (他の大学または短期大学における授業科目の履修等)
- 第8条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、学部の定めるところにより、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第8条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は 高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に 定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部 の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第 3項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超 えないものとする。
- 3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第8条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。) において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。) を、学部の定めるところにより本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる 単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得 した単位以外のものについては、第8条の2第1項および第3項 ならびに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせ て60単位を超えないものとする。
- 4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。 (編入学の場合の既修得単位等の取り扱い)
- 第8条の5 第17条から第18条の定めにより、入学を許可された者の他の大学等においてすでに履修した授業科目および単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。 (選択科目の登録)
- 第9条 選択履修する授業科目は、毎学年所定の期間に登録しなければならない。

#### 第3章 教職員

(職員)

第10条 本大学に次の職員をおく。

学長

副学長

学部長

教授

准教授

講師助教

助手

事務局長

事務職員

技術職員

- 2 前項の他、必要に応じて他の職員をおくことができる。 (組織および職務)
- 第11条 職員に関する規程は、別に定める。

#### 第4章 総合協議会および教授会

(総合協議会)

- 第12条 本大学に、教学についての全学的な重要事項を審議し、 併せて部局相互間の連絡調整を行うため、総合協議会を置く。
- 2 総合協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第13条 本大学の各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

第14条 削除 第15条 削除

> 第5章 入学、転学、休学、復学、 留学、転学部、転学科および退学

(入学時期)

第16条 入学の時期は学年の始めとする。

2 教育上必要と認めるときは、第31条第1項に定める後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

- 第17条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学が行う選抜試験に合格した者とする。
  - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
  - (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(編入学および転入学)

- 第18条 本大学の外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部に欠員がある場合に限り、次の各号の一に該当する者で、第3年次に編入学を志望する者は、選考のうえ学長が当該学部教授会の意見を聴いて入学を許可する。
  - (1) 短期大学(外国の短期大学、我が国における、外国の短期 大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学 (短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者
  - (2) 高等専門学校を卒業した者
  - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第132条に規定する者に限る。)
  - (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を 修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する者で、本大学に編入学および転入学を願い出たときは、本大学の学部の在

籍者数等の状況を勘案し教育に支障がない場合に限り選考のうえ、学長が当該学部教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 前項の各号の一に該当する者
- (2) 大学(外国の大学を含む。)に1年以上在学し所定の単位を 修得した者

(入学者選抜試験日等)

第19条 入学者選抜試験期日、試験科目および出願期間は毎年度 別に定める。

(入学の出願)

- 第20条 入学を志願する者は指定の期間中に次の各号に示す書類 その他を提出しなければならない。
  - (1) 本大学所定の入学志願票
  - (2) 調査書(修学履修書、最終学年の成績証明書および入学資格を証明する学校長の証明書または検定合格証明書)
  - (3) 写真(最低3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽・縦4 センチメートル×横3センチメートル)
  - (4) 入学検定料
- 2 第17条第3号に該当する外国人は、学科課程修了証明書のほかに本邦に駐在する当該国の政府機関の証明書または推せん書の添付を必要とする。

(入学者の選抜)

第20条の2 本大学は、入学者受入方針に基づき、入学者選抜試 験を実施し、学長は当該学部教授会の意見を聴いて、合格者を 決定する。

(入学の手続きおよび入学の許可)

- 第21条 入学者選抜試験に合格した者は、所定の期日までに、第46条に定める学生納付金を納付し、誓約書その他所定の書類を提出して、入学手続を完了しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。 (在学保証書)
- 第22条 本大学入学の際は、独立の生計を営む成年者で学生の身上に関し、一切の責任を負うことのできる保証人を定め、所定の在学保証書に署名捺印しなければならない。
- 第23条 前条の保証人がその要件を欠くに至ったときは、改めて 保証人を定め、直ちに在学保証書を更新しなければならない。 (届出)
- 第24条 学生、または保証人が改名、転籍したときは住民票記載 事項証明書を添付して直ちにその旨届け出なければならない。
- 2 学生、または保証人が転居したときは直ちにその旨届け出なければならない。

(転学)

第24条の2 本大学の学生で他の大学に転学しようとする者は、 その理由を具して学長に願い出てその許可をうけなければなら ない。

(休学)

- 第25条 病気その他やむを得ない事由により引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。
- 2 休学期間は1年以内または学期の期間以内とし、なお休学を要する者は、許可を得て、更に1年以内に限り継続して休学することができる。
- 3 休学できる期間は、卒業までに通算して3年を超えることがで

きない。なお年数の計算は歯学部においては、年度を単位とする。

- 4 休学期間は、在学期間および修業年数には算入しない。 (復学)
- 第25条の2 休学期間が満了し、または休学期間中にその事由が 消滅したことにより、復学しようとする者は、学長の許可を得て 相当年次に復学することができる。
- 2 復学願には、保証人の連署を要し、疾病により休学した者は病 院等の診断書を添付しなければならない。

(留学)

- 第26条 外国の大学において学修を志望する者は、学長の許可を 受け留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第3条の修業年限に算入することができる。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。 (転学部および転学科)
- 第27条 転学部および転学科を志望する者があるときは、選考の うえ学長が許可することがある。

(退学)

第28条 病気その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署で、学長に願い出して、許可を得なければならない。

(再入学)

第29条 正当な理由で本大学を退学許可した者で、退学前に在籍 した学部学科への再入学を志願する者があるときは、欠員のあ る場合に限り、学長は、当該教授会の意見を聴いて、原年時以 下に入学を許可することがある。この場合には、既修授業科目 の全部または一部に再履修を命ずることがある。

(除籍)

- 第29条の2 次の各号の一に該当する者は除籍する。
  - (1) 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
  - (2) 第45条に規定する在学期間を超えた者
  - (3) 第25条第3項に規定する休学期間を超えた者
  - (4) 死亡の届出があった者
- 2 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認められる者は、除籍することがある。

# 第6章 学年、学期および休業日

(学年)

第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、 第16条第2項の規定により後学期に入学する学生の学年は10月 1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第31条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 教育上必要と認めるときは、学長の承認を得て、学期の期間を変更することができる。

(休業日)

- 第32条 休業日は次のとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
  - (3) 本大学創立記念日(5月17日)
  - (4) 春季休暇 (3月26日から4月10日まで)

- (5) 夏季休暇 (7月15日から9月14日まで) ただし、歯学部は7月15日から8月31日まで
- (6) 冬季休暇 (12月26日から1月7日まで)
- 2 学長が必要と認めたときは休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

#### 第7章 試験、進級および卒業

(試験)

- 第33条 試験を分けて、定期試験、追試験および再試験とする。
- 2 定期試験は学期末、または学年末に行う。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない事故のため、定期試験を受けることのできなかった者のために行う。
- 4 再試験は成績が不合格であった者に対して行うことができる。
- 5 前項に定める試験の時期方法については、学長が定める。
- 6 追試験および再試験を受ける者は、別に定める試験料を納めなければならない。

(受験資格および受験条件)

- 第34条 試験は、授業を行った全科目について行う。ただし、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を査定することができる。
- 2 各授業科目の試験の受験資格については、学長が定める。
- 第35条 いずれの授業科目においても、病気または正当の理由に よる長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。なお、こ の場合には追試験を受けることができる。
- 第36条 試験は授業料その他所定の学生納付金を完納しなければ 受けることができない。

(受験の欠席)

- 第37条 疾病その他やむを得ない理由によって試験に欠席する者は、医師の診断書またはその事由書を届け出なければならない。 (学習の評価)
- 第38条 試験の成績は、A (100~80点) B (79~70点) C (69~60点) D (59点以下) の4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(進級)

- 第39条 各学年の進級に関することについては、学長が定める。 (実験学習に必要な機械器具等)
- 第40条 実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに 準備しなければならない。その品目は本大学が指定する。

第41条 削除

第42条 削除

(卒業の認定)

第43条 第3条に定める期間在学し、第5条第4項に定める所定 の授業科目を履修しその単位を修得した者に対し、学長は当該 学部教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

(卒業の時期)

第43条の2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、第3条に定める修業年限を超えて在学している学生は、卒業の時期を学期末とすることができる。

(学士の学位)

第44条 本大学を卒業した者に対し、次の区分に従い、学長は当該教授会の意見を聴いて学士の学位を授与する。

(1) 外国語学部 日本語学科 学士(日本語学)

英米語学科 学士 (英米語学) 中国語学科 学士 (中国語学)

(2) 経済学部 経済学科 学士(経済学)(3) 不動産学部 不動産学科 学士(不動産学)

- (4) ホスピタリティ・ ホスピタリティ・ 学士 (ホスピタリティ・ ツーリズム学部 ツーリズム学科 ツーリズム学)
- (5) 歯学部 歯学科 学士(歯学)
- (6) 保健医療学部 □腔保健学科 学士(□腔保健学)
- 2 学位の授与に関し必要な事項は、明海大学学位規程の定めるところによる。

(在学期間)

- 第45条 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツー リズム学部および保健医療学部の学生は、8年を超えて在学す ることができない。
- 2 歯学部学生の在学年数は1学年から3学年までの期間は合計6年、4学年から6学年までの期間は合計6年を超えて在学することができない。
- 3 第18条および第29条の定めにより入学した学生は、定められた修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

#### 第8章 入学検定料および学生納付金等

(入学検定料および学生納付金等)

- 第46条 入学検定料および学生納付金の額は、別表3のとおりと する。
- 2 第18条、第29条の定めにより入学を許可された者の学生納付金は別に定める。

(学生納付金の減免)

#### 第47条 削除

- 2 3月31日以前または9月30日以前に休学を願い出て許可された者には、当該休学期間の属する学期に納付すべき授業料の半額を免除する。
- 3 前項に定めるもののほか、学生納付金の減免等に関する事項は、別に定める。

(学生納付金の納付方法)

第48条 各学部の授業料および施設維持費は、毎年前期および後期の2期に分けて半額ずつ納入する。歯学部の歯学教育充実費は、入学年度から6年間、毎年前期および後期に12回に分けて定められた額を納入する。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

- 2 第16条第2項の規定により後学期の始めに入学を許可された 学生は、当該年度に納入すべき授業料および施設維持費の半額 を納入する。
- 3 削除

(年度の中途で卒業する場合の授業料等)

第48条の2 第43条の2のただし書きの規定により、前学期末に 卒業が認められた者については、当該年度に納入すべき授業料 および施設維持費の半額を納入する。

(除籍)

#### 第49条 削除

(既納の入学検定料および学生納付金)

- 第50条 一度納付した入学検定料および学生納付金は、原則として返付しない。
- 2 削除

(手数料)

第51条 各証明書の交付を請求する場合には、本大学所定の手数 料を納付しなければならない。

#### 第9章 賞罰

(表彰)

- **第52条** 学業の優秀な者、または善行のあった者については、学長がこれを表彰することがある。
- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。 (徴戒)
- 第53条 学生の本分にふさわしくない行為のあった者については、 学長がこれを懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。 (退学処分)
- 第54条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して 行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者
  - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第10章 服装

(服装等)

**第55条** 本大学学生の服装は、学生としての品位を損なうことのないようにしなければならない。

# 第11章 専攻生、研究生、科目等履修生 および特別聴講学生

(専攻生)

- 第56条 本大学において、特定学科目について精深な歯科医学の 修得を願い出る者があるときは、専攻生として入学を許可する ことがある。
- 2 専攻生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。
- 3 前2項に定めるほか専攻生に関する必要な事項は別に定める。 (研究生)
- 第57条 本大学において、特定の事項について研究することを願い出る者があるときは、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。
- 3 前2項に定めるほか研究生に関する必要な事項は別に定める。

# 第58条 削除

第59条 削除

(科目等履修生)

- 第60条 本大学に授業科目を定めて履修を願い出る者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。
- 3 前2項に定めるほか科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

# 第61条 削除

(特別聴講学生)

第62条 他の大学または外国の大学の学生で、本大学において授 業科目の履修を志望する者があるときは、当該他大学または外 国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第63条 削除

第64条 削除

(準用規定)

第65条 専攻生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生の本章各条に規定しない事項については、修業年限、卒業および学位を除き、所属学部学生に関する規定を準用する。

#### 第12章 教育センター

(総合教育センター)

- 第65条の2 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ ツーリズム学部および保健医療学部の学生の学力および資質の 向上を図る効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学 に総合教育センターをおく。
- 2 総合教育センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(複言語・複文化教育センター)

- 第65条の3 グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍し得る人材 の育成を図る効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大 学に複言語・複文化教育センターをおく。
- 2 複言語・複文化教育センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(教職課程センター)

- 第65条の4 教育界で活躍し得る知識、能力を有する人材育成を 図るための充実した教育課程による効果的な教育を学部横断的 に実施するため、本大学に教職課程センターを置く。
- 2 教職課程センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

# 第13章 付属機関

(付属病院)

- 第66条 一般患者の診療および学生の臨床実習に資するため、本 大学に付属病院をおく。
- 付属病院の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。 (図書館)
- 第67条 職員および学生の研究・学習に資するため、本大学に付属図書館をおく。
- 2 付属図書館の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。 (保健管理センター)
- 第68条 職員および学生の心身の健康保持・増進を図るため、保健管理センターをおく。
- 2 保健管理センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究所および研究施設)

- 第69条 教育、研究上の目的を達成するため、本学に研究所(センター)または、研究施設をおくことができる。
- 2 研究所 (センター) または研究施設の管理、運営に関する必要 事項は別に定める。

#### 第14章 大学院

(大学院)

第70条 本大学に大学院をおく。

2 大学院に関する必要な事項は別に定める。

#### 第15章 別科

(別科)

第71条 本大学に別科をおく。

- 2 別科に次の課程をおき、入学定員は次のとおりとする。 日本語研修課程 65名
- 3 別科の修業年限は1年とする。
- 4 別科に関する必要な事項は別に定める。

附則

- 1 本学則のほかに、教育・研究または学生に関して必要な事項は、 別に細則を定める。
- 1 本学則は、昭和45年4月1日から施行する。
- 1 昭和49年4月1日 一部改正
- 1 昭和50年4月1日 一部改正
- 1 昭和51年4月1日 一部改正
- 1 昭和52年4月1日 一部改正
- 1 昭和53年4月1日 一部改正

ただし、第4条の総定員については、学年進行に伴い、昭和53年度800名、昭和54年度840名、昭和55年度880名、昭和56年度920名、昭和57年度940名、昭和58年度以降960名とする。また、第5条第1項第2号、第8条第3項および第45条については、昭和53年度入学生から適用する。なお、昭和52年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和54年4月1日 一部改正

ただし、第5条第1項第1号、第2号、第8条第2項、第3項、 第45条および第47条については、昭和54年度入学生から適用 する。なお、昭和53年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和55年4月1日 一部改正

ただし、第45条については、昭和55年度入学生から適用する。 なお、昭和54年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和56年4月1日 一部改正

ただし、第8条第2項および第25条第2項は、昭和56年度入学生から適用する。なお、昭和55年度以前の入学生は従前の例による。

- 1 昭和57年4月1日 一部改正
- 1 昭和58年4月1日 一部改正
- 1 昭和59年4月1日 一部改正

ただし、第44条、第45条については、昭和59年度入学生から 適用する。なお、昭和58年度以前の入学生は従前の例による。

- 1 昭和59年9月1日 一部改正
- 1 昭和60年4月1日 一部改正

ただし、第45条については、昭和60年度入学生から適用する。 なお、昭和59年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和61年4月1日 一部改正

ただし、第45条および第46条については、昭和61年度入学生から適用する。なお、昭和60年度以前の入学生は従前の例による。 附 則

- 1 この改正は昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度以前に入学し、引続き在学している学生は、第45

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、昭和63年度、昭和64年度、昭和65年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

収容定員 (単位:名)

学 部	学系	斗 名	昭和63 年度	昭和64 年度	昭和65 年度
経済学部	第一部	経済学科	200	400	600
経済学部	第二部	経済学科	120	240	360
外国語学部	第一部	日本語学科	50	100	150
		英米語学科	100	200	300
		中国語学科	40	80	120
外国語学部	第二部	日本語学科	20	40	60
		英米語学科	80	160	240
		中国語学科	20	40	60

歯学部については、昭和63年度920名、昭和64年度880名、昭和65年度840名、昭和66年度800名、昭和67年度760名、昭和68年度以降720名とする。

4 改正後の第8条第2項、第8条の2については、昭和63年度 以降に入学した学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前に歯学部に入学し、引続き在学している学生は、第5条第3項および第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年7月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、第45条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成2年度から平成10年度までの間、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員(名)			
子。即	子 付	第一部	第二部		
	日本語学科	50	30		
外国語学部	英米語学科	120	100		
	中国語学科	50	30		
経済学部	経済学科	280	180		

附 則

この学則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 経済学部の入学定員は、平成3年度から平成11年度までの間、 第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

		入学定員(名)						
学 部	学 科	平成 3 年 平成10年		平成11年度				
		第一部	第二部	第一部	第二部			
経済学部	経済学部 経済学科		180	320	120			

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成3年11月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学生については、改正後の学則第46条別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成4年3月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、平成4年度、平成5年度、平成6年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

(単位:名)

学 部 学 科 名	平成4年度	平成5年度	平成6年度
不動産学部 第一部不動産学科	200	400	600
不動産学部 第二部不動産学科	120	240	360

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学生の履修方法、休学期間の取扱いおよび 学生納付金については、改正後の学則第5条、第5条の2、第8条、 第46条および第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年度以前の入学生の旧学則第50条第5項の特待生の規 定については、平成7年度(歯学部にあっては平成9年度)まで の間、なお従前の例による。
- 4 第17条、第20条、第21条、第24条の2から第25条の2、第28条、第29条、第33条、第37条、第43条、第44条、第47条 および第49条に規定する「もの」を「者」に改める。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成7年度から平成 11年度までの間、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

		入学定員(名)										
学 部	学科	平成7年 平成10年		平成11年度								
		第一部	第二部	第一部	第二部							
	日本語学科	60	30	60	20							
外国語学部	英米語学科	130	100	110	80							
	中国語学科	50	30	40	20							
経済学部	経済学科	450	180	370	120							

3 平成6年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3 項、第8条および第45条第2項の規定にかかわらず、なお従前 の例による。

附則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3 項および第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3 項および第8条の別表1の1および別表2の1の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

3 平成7年度以前の不動産学部入学生については、改正後の学 則第5条第3項および第8条の別表1の6および別表2の6の規 定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成11年度においては、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

يم	学 部		<del>.</del> π 7		珙		学科		#21			入学定	<b></b>	(名)		
-			þ	<del>-</del>		17		第一	部		第	二部				
				$\Box$	本	語:	学	科		60			3	30		
外	国言	吾学	部	英	米	語:	学	科		130			10	00		
				中	玉	語:	学	科		50			3	30		
経	済	学	部	経	済	Ì	Ź	科		450			18	30		

- 3 平成5年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3 項および第8条の別表1の1および別表2の1の規定にかかわら ず、なお従前の例による。
- 4 平成7年度以前の不動産学部入学生については、改正後の学 則第5条第3項および第8条の別表1の6および別表2の6の規 定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成13年度以前の入学生)については、改正後の学則第2条、第4条、第5条、第8条、第27条、第44条、第45条、第46条、第56条、第57条および第60条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成12年度から平成15年度までの間、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

		入 学 定 員									
学 部	学科	平 12 <sup>2</sup>	 成 F度	平	、 <u>于</u> 成 F度	平	元 成 F度	平 成 15年度			
		昼間主コース	夜間主コース	昼間主コース	夜間主コース	昼間主コース	夜間主コース	昼間主コース	夜間主コース		
	日本語 学 科	60	29	60	28	60	27	60	26		
外国語学 部	英米語 学 科	128	98	126	96	124	94	122	92		
	中国語 学 科	49	29	48	28	47	27	46	26		
経済学部	経済学科	430	174	410	168	390	162	370	156		

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部英米語学科の平成12年度の入学生の履修方法については、改正後の学則第5条第3項および第8条の別表1の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度に行った企業等における実習・研修的な就業体験で本大学が認めるものについては、本学則の施行後に行われたものとみなし、改正後の学則第5条第3項および第8条の規定に基づき単位を認定することができる。

附則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成 15年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附則

この学則は、平成14年9月17日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成 15年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科・英米語学科・中国語学科および経済 学部経済学科の平成13年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成15年度以前の入学生)ならびに不動産学部不動産学 科の平成15年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成17年度以前の入学生)については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成18年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科・英米語学科・中国語学科および経済 学部経済学科の平成17年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成19年度以前の入学生)ならびに不動産学部不動産学 科の平成15年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成17年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科および不動産学部不動産学科の平成18年度 以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成20年度以前の 入学生)については、改正後の学則第5条第4項および第8条の 別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科の平成19年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成21年度以前の入学生)については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科および不動産学部不動産学科の平成20年度 以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成22年度以前の 入学生)については、改正後の学則第5条第4項および第8条の 別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、平成 23年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 歯学部歯学科の平成22年度以前の入学生については、改正後

の学則第50条第2項の規定の削除にかかわらず、なお従前の例 による。

附 則

この学則は、2012年3月13日から施行し、2011年4月1日か ら適用する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、2014 年度以前の入学者)については、改正後の学則第5条第4項お よび第8条の別表1の規定(キャリアデザインを除く。)にかか わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科、英米語学科および中国語学科ならび に不動産学部不動産学科の2013年度以前の入学生(3年次編入 学生にあっては、2015年度以前の入学生)については、改正後 の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 外国人留学生を対象とする入学試験制度による2014年度以前 の入学生(3年次編入学生にあっては、2016年度以前の入学生) については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の 規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 経済学部経済学科およびホスピタリティ・ツーリズム学部ホス ピタリティ・ツーリズム学科の2014年度以前の入学生(3年次 編入学生にあっては、2016年度以前の入学生)については、改 正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわら ず、なお従前の例による。
- 4 歯学部歯学科の2014年度以前の入学生については、改正後 の第45条第2項の規定並びに2015年4月1日現在で第3学年 以上に在学する学生については、改正後の学則第5条第4項お よび第8条の別表2-2の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。

附則

この学則は、2015年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科、英米語学科および中国語学科ならび に不動産学部不動産学科の2015年度以前の入学生(3年次編入 学生にあっては、2017年度以前の入学生) については、改正後 の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、2017年度、 2018年度および2019年度においては、それぞれ次のとおり読 み替えるものとする。

学	部	学	科	収容定員(名)					
<del>-</del>	пр	<u>ਤ</u>	17	2017年度	2018年度	2019年度			
		日本記	語学科	325					
外国語	学部	英米	語学科	810					
		中国	語学科	285					
経済:	学部	経済	学 科	1,530	1,400	1,300			
不動産	学部	不動意	産学科	945	860	790			

3 外国語学部中国語学科およびホスピタリティ・ツーリズム学部 ホスピタリティ・ツーリズム学科の2016年度以前の入学生(3) 年次編入学生にあっては、2018年度以前の入学生)については、 改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわ らず、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、2019年度、 2020年度および2021年度においては、それぞれ次のとおり読 み替えるものとする。

	学	部	学	科	収容定員(名)					
		ΠD	<del>-</del>	14	2019年度	2021年度				
	外国語学部		英米語学科		英米語学科 760		680			
			中国語学科		250	220	190			

別表1 (第5条第4項、第8条関係) (省略) 別表2-2 (第5条第2項・第4項 第8条関係) (省略) 別表2-1 (第5条第3項関係) (省略)

別表3 (第20条、第21条、第46条、第48条関係)

入学検定料および学生納付金等

(単位:円)

区分		<u>.</u>	学 部 学 生			専 攻 生	研多	科目等履修生	
区 分	入学検定料	入 学 金	授 業 料	施設維持費	教育充実費	授 業 料	入 学 金	授 業 料	授業料 (1単位)
外国語学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	_	_	20,000	240,000	10,000
経済学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	_	_	20,000	240,000	10,000
不動産学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	_	_	20,000	240,000	10,000
ホスピタリティ・ ツーリズム学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	200,000 100,000	_	20,000	240,000	10,000
歯 学 部	30,000 (15,000)	400,000	1,900,000	400,000	780,000	20,000	100,000	700,000	1科目 100,000
保健医療学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	200,000	_	20,000	240,000	10,000

- 歯学部における教育充実費の納入は、在学6年間とする。
- ホスピタリティ・ツーリズム学部の教育充実費の上段は、グローバル・マネジメント メジャー、下段はホスピタリティ・ツーリズム メジャーの額とする。
- (注) 3 歯学部の2010年度以前の入学生およびホスピタリティ・ツーリズム学部の2018年度以前の入学生は、教育充実費の納入を要しない。 (注) 4 入学者にかかる入学金、前期の授業料、施設維持費および教育充実費の半額は、入学手続時に納入する。 (注) 5 入学検定料の ( ) 内は、大学入試センター試験を利用する場合の額とする。

#### 明海大学学生交流規程

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学(以下「本学」という。)の学生で明海大学学則(以下「学則」という。)第8条の2及び第26条の規定により他の大学等において授業科目を履修しようとする者の派遣及び他の大学等の学生で学則第62条の規定により本学において授業科目を履修しようとする者の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「他の大学等」とは、第3条に規定する 協議事項について大学間単位互換協定又は大学間交流協定その 他これに準ずるものを締結している次に掲げる教育研究機関(外 国の教育研究機関を含む。)をいう。
  - (1) 大学
  - (2) 短期大学
  - (3) その他正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又は これに相当する教育研究機関
- 2 この規程において「派遣学生」とは、本学の学生で学則第8条 の2の規定により日本国内の他の大学等において授業科目を履 修しようとする者をいう。
- 3 この規程において「派遣留学生」とは、本学の学生で学則第8 条の2及び第26条の規定により外国の他の大学等において授業 科目を履修しようとする者をいう。
- 4 この規程において「特別聴講学生」とは、他の大学等の学生で学則第62条の規定により本学において授業科目を履修しようとする者をいう。

(他の大学等との協議)

- 第3条 学則第8条の2及び第62条に規定する本学と他の大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、学長があらかじめ関係の委員会及び教授会の意見を聴いて行うものとする。
  - (1) 履修できる授業科目の範囲
  - (2) 学生数
  - (3) 単位の認定方法
  - (4) 履修期間
  - (5) その他実施上必要とされる具体的措置
- 2 派遣学生及び派遣留学生の派遣並びに特別聴講学生の受入れは、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

#### 第2章 派遣学生·派遣留学生

(出願資格)

- 第4条 派遣学生及び派遣留学生として出願できる者は、本学に1年以上在学し、30単位以上の単位を修得した者(派遣する年度又は学期までにこれらの出願資格を充足する見込みの者を含む。)とする。ただし、夏季又は春季の休暇期間中に派遣する海外派遣研修等に係るものについては、これらによらないものとする。(出願手続)
- 第5条 派遣学生及び派遣留学生として他の大学等の授業科目を 履修しようとする者は、別に定める期間内に学長に願い出なけれ ばならない。

(派遣の許可)

第6条 前条の願い出があったときは、学長は、関係の委員会及 び教授会の意見を聴き他の大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

(派遣留学生の履修期間)

- 第7条 派遣留学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむ を得ない事情があると認められたときは、さらに1年以内に限り 延長を許可することができる。
- 2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 第1項ただし書に規定する履修期間の延長の許可は、前条の規 定を準用する。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

- 第8条 派遣学生及び派遣留学生としての履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に含めるものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する履修期間は、本学の修業年限に含めない。 (履修報告書等の提出)
- 第9条 派遣学生及び派遣留学生は、別に定める期間内に学長に 履修報告書、単位認定申請書及び当該他の大学等の長が発行す る学業成績証明書を提出しなければならない。 (単位の認定)
- 第10条 派遣学生及び派遣留学生が他の大学等において修得した 単位は、学則第8条の2の規定により、本学において修得したも のと認定する。
- 2 前項に規定する単位の認定は、学長が関係の委員会及び教授 会の意見を聴き行う。
- 3 前2項により認定することができる単位数は、学則第8条の3 第1項並びに第8条の4第1項及び第2項の規定により修得した ものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 (継続履修)
- 第11条 派遣留学生が、派遣前に履修していた通年開講の授業科目を帰国後継続して履修を希望する場合は、授業運営上支障のない場合に限り、これを認めることができる。 (学生納付金等)
- 第12条 派遣学生及び派遣留学生は、学則第46条に規定する学生 納付金等を納付するものとする。

(奨学金)

- 第13条 派遣留学生の奨学金に関する事項は、別に定める。 (履修許可の取消し)
- 第14条 学長は、派遣学生及び派遣留学生が次の各号の一に該当する場合は、当該他の大学等の長と協議の上、関係の委員会及び教授会の意見を聴き履修の許可を取り消すことができる。
  - (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 派遣学生及び派遣留学生として、当該他の大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
  - (3) その他本規程の趣旨に反する行為があると認められるとき。

#### 第3章 特別聴講学生

(受入れの許可)

- 第15条 特別聴講学生の受入れの許可は、学長が他の大学等からの依頼に基づき、関係の委員会及び教授会の意見を聴き行う。 (学業成績証明書)
- 第16条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、 学長は、学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第17条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯 しなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料)

- 第18条 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は徴収しない。
- 2 特別聴講学生は、学則第60条に規定する科目等履修生に準じた額の授業料を徴収する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本学と日本国内の他の大学等との間における大学間単位互 換協定において、当該特別聴講学生の授業料の一部又は全額 が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 本学と外国の他の大学等との間における大学間交流協定その他これに準ずるものにおいて、当該特別聴講学生の授業料の一部又は全額が相互に不徴収とされているとき。
- 3 納付された授業料は、返付しない。 (教科書等)
- 第19条 教科書の購入費用及び実験・実習に要する費用は、特別 聴講学生の負担とする。

(履修許可の取消し)

第20条 特別聴講学生の履修許可の取消しに関する事項は、第14 条の規定を準用する。この場合において、「派遣学生及び派遣留 学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成2月9月4日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附則

この規程は、平成11年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2011年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学外国語学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則(以下「学則」という。)第39 条の規定により、外国語学部における進級基準等に関し必要な 事項を定める。

(進級)

- 第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) 外国語学部日本語学科において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部日本語学科の専門科目」の必修科目から14単位以上(「日本語基礎演習(4単位)」を含む。)、ILP科目から4単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
  - (2) 外国語学部英米語学科において3年次に進級できる学生は、

- 2年次終了時において学則別表1(第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部英米語学科の専門科目」の必修科目から20単位以上(「フレッシュパーソンセミナーI (1単位)」、「フレッシュパーソンセミナーII (1単位)」及び「英米語基礎演習(4単位)」を含む。)を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- (3) 外国語学部中国語学科中国語専攻において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部中国語学科の専門科目」の必修科目から22単位以上(「フレッシュパーソンセミナーI(1単位)」、「フレッシュパーソンセミナーI(1単位)」、及び「中国語基礎演習A(4単位)」を含む。)を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- (4) 外国語学部中国語学科グローバル・スタディーズ専攻において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部中国語学科の専門科目」の必修科目から22単位以上(「フレッシュパーソンセミナーI (1単位)」、「フレッシュパーソンセミナーI (1単位)」及び「中国語基礎演習A (4単位)」又は「中国語基礎演習A (4単位)」又は「中国語基礎演習B (4単位)」のいずれか4単位を含む。)を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

(進級及び留年の決定)

- 第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものと する。
- 2 学長は、外国語学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

(留年者の修業年限及び在学期間)

- 第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が外国語学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に学則第39条の規定により外国語学部教授会において定められた進級基準等は、この規程の相当規定によるものとみなす。ただし、平成13年度以前の入学生(外国語学部日本語学科の社会人・特別奨学生コースの学生にあっては平成16年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科の平成17年度以前の入学生については、 なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2015年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 2016年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

# 明海大学経済学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則(以下「学則」という。)第39 条の規定により、経済学部における進級基準等に関し必要な事 項を定める。

(進級)

- 第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) グローバル経済コースにおいて3年次に進級できる学生は、 2年次終了時において学則別表1(第5条第4項及び第8条の 表) に規定する授業科目の区分 [共通科目] の必修科目14単位、 「経済学部経済学科の専門科目」のコースコア科目の「フレッ シュパーソンゼミ (4単位)」、「プレゼミ (4単位)」、「経済学 概論 I (2单位)]、「経済学概論 I (2单位)]、「実践経済学 I (2単位)」及び「実践経済学Ⅱ(2単位)」、英語科目から2単位 以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、 社会人を対象とする入学試験制度により入学した者について は、「経済学部経済学科の専門科目」のコースコア科目の必修 科目から8単位以上(「フレッシュパーソンゼミ(4単位)」を 含む。)、英語科目から2単位以上を含め、全体から44単位以 上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制 度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に 「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもっ てこれに代えることができる。
  - (2) グローバル経営コースにおいて3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「経済学部経済学科専門科目」のコースコア科目の「フレッシュパーソンゼミ(4単位)」、「プレゼミ(4単位)」、「経済学概論 I(2単位)」、「経済学概論 I(2単位)」及び「簿記特別演習

- II (4単位)」、英語科目から2単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「経済学部経済学科の専門科目」のコースコア科目の必修科目から8単位以上(「フレッシュパーソンゼミ (4単位)」を含む。)、英語科目から2単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

(進級及び留年の決定)

- 第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものと する
- 2 学長は、経済学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

(留年者の修業年限及び在学期間)

- 第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が経済学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に学則第39条の規定により経済学部教授会において定められた進級基準等は、この規程の相当規定によるものとみなす。ただし、平成13年度以前の入学生(社会人・特別奨学生コースの学生にあっては平成16年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則
- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学不動産学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則(以下「学則」という。)第39 条の規定により、不動産学部における進級基準等に関し必要な 事項を定める。

(進級)

- 第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) 2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表) に規定する授業科目「不動産取引演習A (4単位)」を修得した者とする。

- (2) 3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表 1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共 通科目」の必修科目14単位、「不動産学部不動産学科の専門科 目」の「不動産学基礎演習(4単位)」、「不動産取引演習A(4単位)」及び「不動産取引演習C(4単位)」を含め、全体から 44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とす る入学試験制度により入学した者については、「不動産学部不 動産学科の専門科目」の「不動産学基礎演習(4単位)」、「不 動産取引演習A(4単位)」及び「不動産取引演習C(4単位)」を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外 国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

(進級及び留年の決定)

- 第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものと する。
- 2 学長は不動産学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

(留年者の修業年限及び在学期間)

- 第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が不動産学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則
- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則
  - この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、明海大学学則(以下「学則」という。)第39 条の規定により、ホスピタリティ・ツーリズム学部(以下「HT 学部」という。)における進級基準等に関し必要な事項を定める。 (進級)
- 第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) グローバル・マネジメント メジャーにおいて2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目「Academic English I (1単位)」、計2単位を修得した者とする。
  - (2) グローバル・マネジメント メジャーにおいて3年次に進

- 級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5条 第4項及び第8条の表) に規定する授業科目の区分「共通科 目」の必修科目14単位、「ホスピタリティ・ツーリズム学部 ホスピタリティ・ツーリズム学科の専門科目」の [Academic English I (1単位)」、「Academic English II (1単位)」、 「Academic English Ⅲ (1単位)」、「Academic English Ⅳ (1単位)」、「日本文化論(2単位)」、「デスティネーション 研究 A (2単位)」、「文化と芸術 (2単位)」、「ホスピタリティ 論(2単位)」、「ホスピタリティ・ツーリズム学 I(2単位)」、 「ホスピタリティ・ツーリズム学Ⅱ (2単位)」、「マーケティ ング概論 (2単位)」、「マネジメント総論 (2単位)」、「統計 学 I (2単位)」、「プレゼミナール I -a (2単位)」、「プレゼ ミナール I -b (2単位)」、「プレゼミナール II -a (2単位)」 及び「プレゼミナールⅡ-b(2単位)」、計44単位を修得し た者とする。ただし、「共通科目」の必修科目14単位につい ては、大学が必要と認めた場合に限り、その全部又は一部を 「専門科目」の単位の修得をもってこれに代えることができ る。
- (3) ホスピタリティ・ツーリズム メジャーにおいて2年次に 進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表) に規定する授業科目「English for TOEIC 450+ (1単位)」及び「English for TOEIC 500+ (1単位)」、計2単位を修得した者とする。ただし、「English for TOEIC 450+ (1単位)」及び「English for TOEIC 500+(1単位)」は、「Intensive English for TOEIC 450+(1単位)」及び「Intensive English for TOEIC 500+ (1単位)」の修得をもってこれに代えることができる。
- (4) ホスピタリティ・ツーリズム メジャーにおいて3年次に 進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5 条第4項及び第8条の表) に規定する授業科目の区分「共通 科目」の必修科目14単位、「ホスピタリティ・ツーリズム学 部ホスピタリティ・ツーリズム学科の専門科目」の「English for TOEIC 450+ (1 単位)]、[English for TOEIC 500+ (1単位) |、「English for TOEIC 550+ (1単位) |、「English for TOEIC 600+ (1単位)」、「サービスコミュニケーショ ン実習 I -a (1単位)」、「サービスコミュニケーション実習 I-b (1単位)」、「ホスピタリティ論 (2単位)」、「ホスピタ リティ・ツーリズム学 I (2単位)」、「ホスピタリティ・ツー リズム学 I (2単位)」、「プレゼミナール I -a (2単位)」、「プ レゼミナール I-b (2単位)」、「プレゼミナール I-a (2単 位)」及び「プレゼミナール II-b (2単位)」を含め、全体 から44単位以上を修得した者とする。ただし、「English for TOEIC 450+ (1 単位)」、「English for TOEIC 500+ (1 単位)」、「English for TOEIC 550+ (1単位)」及び「English for TOEIC 600+ (1 単位)」は、[Intensive English for TOEIC 450+ (1 単位)]、[Intensive English for TOEIC 500+ (1 単位)]、[Intensive English for TOEIC 550+ (1 単位)」及び [Intensive English for TOEIC 600+ (1単位)] の修得をもってこれに代えることができ、外国人留学生を対 象とする入学試験制度により入学した者については、大学が 必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科 目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

(進級及び留年の決定)

- 第3条 前条第1項の進級判定は、原則として各学年末に行うものとする。
- 2 学長は、HT 学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

(留年者の修業年限及び在学期間)

- 第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が HT 学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に学則第39条の規定により HT 学部開設実施委員会において定められた進級基準等は、この規程の相当規定によるものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 2016年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

# 明海大学保健医療学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則(以下「学則」という。)第39 条の規定により、保健医療学部における進級基準等に関し必要 な事項を定める。

(進級)

- 第2条 3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1 (第5条第4項及び第8条の表)に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目8単位、「保健医療学部口腔保健学科の専門科目」の「口腔保健学概論(2単位)」及び「専門科目」の必修科目から34単位以上、計44単位以上を修得した者とする。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表に定める在留資格「留学」に該当する者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

(進級及び留年の決定)

- 第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものと する。
- 2 学長は、保健医療学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を 決定する。

(留年者の修業年限及び在学期間)

第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。

第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が保健医療学部教授会の意見を聴いて定める。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する

# 明海大学浦安キャンパス 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則(以下「学則」という。)第60 条第3項の規定に基づき、明海大学外国語学部、経済学部、不 動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部の科目等履修生に ついて必要な事項を定める。

(目的)

第2条 科目等履修生は、本学学部学生以外の者で、授業科目の 一又は複数の科目について履修することを目的とする。

(入学の時期)

- 第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。 (出願資格)
- 第4条 科目等履修生の出願資格は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 文部科学省の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願の手続)

- 第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類を、所 定の期日までに学長に提出するものとする。
  - (1) 入学願書(本学所定)
  - (2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
  - (3) 健康診断書 (最近3箇月以内に受診したもの)
  - (4) 登録原票記載事項証明書(外国人で日本国内在住者) (入学者の選考)
- 第6条 入学者の選考は、学長が授業科目担当教員及び当該学部 教授会の意見を聴いて行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第7条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の 書類を提出するとともに、学則第60条第2項に定める授業料を 納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。 (履修科目)
- 第8条 履修できる科目は、原則として外国語、演習、実技及び実習の科目以外の科目とし、履修する科目の単位数の合計が20単位を超えないものとする。

(履修期間)

第9条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。 (単位の認定)

第10条 科目等履修生が、履修した科目について試験を受け、合格した場合には、学長が教授会の意見を聴いて所定の単位を与える。

(証明書)

- 第11条 前条により、認定された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。
- 第12条 削除

(既納の授業料)

第13条 納付した授業料は返付しない。

(科目等履修生証の交付)

第14条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、これを 携帯しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要 な事項については、学則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 明海大学浦安キャンパス聴講生規程(平成2年4月1日施行) は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第一部及び第二部の授業料については、改正後の規程第12条 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

RKT BI

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学浦安キャンパス 課外教育活動団体の組織等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、学則第1条の目的及び建学の精神に鑑み、明海大学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部(以下「浦安キャンパス」という。)における学生の自主的・自発的な課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生の課外教育活動団体の組織及び運営の基準を定めることを目的とする。

(課外教育活動団体の認定基準)

- 第2条 明海大学浦安キャンパス学友会(以下「学友会」という。) の所属団体で次の各号に該当する場合は、「課外教育活動団体」 として認定することができる。
  - (1) 本学の学生の課外活動としてふさわしい団体であること。
  - (2) 浦安キャンパス全学部の学生を組織の対象としていること。
  - (3) 課外教育活動を目的として一定の部員数で組織されていること。
  - (4) 計画的かつ日常的に運営され、一定の実績があること。
  - (5) 次条に定める顧問を置き部員との交流が円滑に行れ、又は活動についてその指導助言が行れていること。

(顧問)

- 第3条 課外教育活動団体には、顧問をおかなければならない。
  - (1) 顧問は、その所属する団体の会務に対し、教育的立場から 指導助言を行うものとする。また、顧問は団体の年間活動を 全体的に把握する。
  - (2) 顧問の資格は、原則として本学専任の教授、准教授及び講師並びに本学専任で勤続3年以上の事務職員とする。

- (3) 顧問は、学長が委嘱する。
- (4) 顧問は、2つ以上の団体を兼任することはできない。
- (5) 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 顧問が団体の公式試合等に参加する時は、公務出張とし規程に基づき旅費等を支給する。

(顧問会議)

第4条 課外教育活動団体の顧問により浦安キャンパス顧問会議 (以下「顧問会議」という。)を置く。

(顧問会議の組織)

- 第5条 顧問会議は次の各号に掲げる委員で構成する。
  - (1) 学生部長
  - (2) 浦安キャンパス学友会所属団体の顧問 (顧問会議の議長等)
- 第6条 顧問会議に議長を置き、学生部長をもって充てる。
- 2 議長は、顧問会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長が予め指名する委員がその職 務を代行する。

(顧問会議の議事)

- 第7条 顧問会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 2 決議を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可 否同数のときは議長が決する。

(顧問会議の審議事項)

- 第8条 顧問会議は、次の事項を審議し、学長にその結果を報告し、 また、これらについて学長の命により教授会に報告し、及び必要 な処理等を行う。
  - (1) 課外教育活動団体に係る施設設備用具等の利用の相互調整 に関すること。
  - (2) 施設設備等の充実に関すること。
  - (3) 課外教育活動団体の認定及び取消に関すること。
  - (4) その他課外教育活動に関すること。

(認定)

- 第9条 第2条の認定は、学長が年度ごとに顧問会議からの報告を受け、学生支援委員会及び教授会の意見を聴き行うものとする。 (認定の効果)
- 第10条 課外教育活動団体には部室その他の施設設備の使用、課 外教育活動用具の貸与等について他の学生団体に優先して便宜 を供するものとする。
- 2 課外教育活動団体には、本学の名称を冠して学外の団体に加入することについて、他の学生団体に優先してこれを認めるものとする。

(認定の取消)

- 第11条 課外教育活動団体が第2条各号に該当しなくなったとき は学長は当該認定を取消すことができる。
- 第12条 学長は、前条の取消をしようとするときは、あらかじめ顧問会議、学生支援委員会及び教授会の意見を聴取するものとする。 (課外教育活動連絡協議会)
- 第13条 課外教育活動について大学と学生の意見交換、協議及び連絡等を行う組織として浦安キャンパス課外教育活動連絡協議会(以下「課外教育活動連絡協議会」という。)を置く。

(課外教育活動連絡協議会の組織)

- 第14条 課外教育活動連絡協議会は次の各号に掲げる委員で構成する。
  - (1) 学生部長
  - (2) 学長が学生部長に意見を聴き指名した顧問会議委員若干名
  - (3) 学生支援課長

- (4) 学友会会長
- (5) 学友会副会長
- (6) 学友会体育会連盟会会長
- (7) 学友会学術文化連合会会長
- (8) 学友会学園祭実行委員会委員長
- (9) 学友会 VOICE-M 編集委員会委員長
- (10) その他、学長が学生部長の意見を聴き指名した者

(課外教育活動連絡協議会の議長)

- 第15条 課外教育活動連絡協議会に議長を置き、学生部長をもって充てる。
- 2 課外教育活動連絡協議会は、議長が年1回これを招集する。ただし、議長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
- 3 議長に事故があるときは、議長が予め指名する委員がその職 務を代行する。

(課外教育活動連絡協議会の議事)

- 第16条 課外教育活動連絡協議会は、委員の過半数以上の出席を もって成立する。
- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可 否同数のときは議長が決する。

(課外教育活動連絡協議会の協議事項)

- 第17条 課外教育活動連絡協議会は、次の事項を協議し、学長にその結果を報告し、また、これらについて学長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。
  - (1) 課外教育活動の連絡・調整に関すること。
  - (2) 課外教育活動に係る施設・設備等の充実に関すること。
  - (3) その他課外教育活動に関すること。

(改正)

- 第18条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。 (事務)
- 第19条 この規程の実施に関する事務は、浦安キャンパス事務部 学生支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

# 明海大学学資借入支援 奨学金の給付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第 2項に基づき、明海大学(以下「本学」という。) は学部に在学す る者の就学環境の向上および学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)の教育費の経済的負担の軽減を図ることを目的として、本学学資借入支援奨学金(以下「奨学金」という。)制度を置き、この奨学金の給付に関する必要な事項を定める。(奨学金)

第2条 この奨学金は、本学の学部に在学する者(入学予定者を含む。)の学費負担者(本学に届出のあった者とする。)が、学生納付金の納付のため、金融機関から借入れた当該年度に納付すべき授業料、施設維持費及び教育充実費(以下「学費」という。)相当額に対する支払利息額を、第8条の規定に定める奨学金給付額の算定に基づき、支払利息額の限度で本学が負担し、その負担分を当該年度の奨学金として給付する。

(奨学金受給対象者)

- 第3条 奨学金受給対象者は、外国語学部、経済学部、不動産学部、 ホスピタリティ・ツーリズム学部、歯学部及び保健医療学部に在 学(休学および最短在学年限を超えた者(留年者)を含む。)し ている者で、次の各号のいずれにも該当する者。
  - (1) 学生納付金の納付のため、学費負担者が金融機関等から学資借入を行っている者。
  - (2) 奨学金受給申請時までに、当該年度の所定の学生納付金が納付されている者。
  - (3) 当該年度の借入の有無にかかわらず、奨学金受給申請時に借入残高のある者。
  - (4) 学費負担者の前年の課税所得が、2,000万円以下に該当する者。

(奨学金給付の対象とする学資借入)

第4条 奨学金給付の対象とする学資借入については、学費負担者が、当該年度に学生納付金の納付を目的として借入れた場合とする。ただし、事情があると本学が認めた場合は、学費負担者以外の伯父、叔父、兄弟姉妹等の近親者名により金融機関等からの学資借入れを行った場合も、当該学生に係る学資借入であると判断できる場合に限り、これを認めることができる。

(奨学金給付の対象とする学資借入れ金融機関等)

- 第5条 奨学金の対象とする学資借入れ金融機関等については、 次の各号のとおりとする。
  - (1) 取り扱い金融機関

国民金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、 漁業共同組合、生命保険

- (2) 前項に定めるもののほか、本学が認める金融機関 (金融機関等からの借入時期)
- 第6条 金融機関等からの借入時期は、本規程施行後の学資借入を対象とする。ただし、入学予定者にあっては、入学時納付金の納付に係る借入を行った場合、入学年度の前年度の10月以降の借入を対象とする。

(奨学金給付の申請)

- 第7条 奨学金の給付を受けようとするときは、明海大学学資借 入支援奨学金申請書(別記第1号様式)に、次の各号(第2号から第6号)に掲げる必要書類を添え、第2項の申請時期に、理事長あてに申請しなければならない。
  - (1) 明海大学学資借入支援奨学金申請書(別記第1号様式)
  - (2) 金銭消費賃借契約書 (ローン契約書) の写し
  - (3) 借入残高証明書 (10月末現在の金融機関発行のもの)
  - (4) 返済予定表 (当年度4月1日以降の支払利息額が明定できるもの)
  - (5) 学費負担者の前年の所得証明書または源泉徴収票

- (6) その他 (ローン申込書の控え等)
- 2 申請の時期は、毎年11月1日から11月30日までとする。 (奨学金給付額の算定)
- 第8条 奨学金給付額は、奨学金給付額の算定の基礎となる基準 (以下「給付基準額」という。) に、奨学金給付の利率(以下「給付率」という。) を乗じて算定するものとする。

(奨学金給付額の算定の給付基準額)

- 第9条 前条に定める給付基準額は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 給付基準額は、学資借入後における学費納付実績額(納付すべき年間の学費の額を基礎額とし、奨学金給付申請回数に対応する学費納付実績(累積))を上限の範囲とする。ただし、借入残高証明書記載の借入金額が、学費納付実績額よりも低い場合は、借入残高証明書記載の借入金額をもって給付基準額とみなす。
  - (2) 学資借入が複数にわたる場合は、それぞれの借入残高証明 書記載の借入金額が、学費納付実績額よりも低い場合は、借 入金額をもって給付基準額とみなす。
  - (3) 学費減免等の場合は、減免後の学費納付実績額を対象とする。 (奨学金給付額の算定の給付額)
- 第10条 第8条に定める給付率は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 給付率は、本学の定める給付率とし、その上限の範囲とする。 ただし、借入利率が、給付率より低い場合は、借入利率を給付率とみなす。
  - (2) 借入が複数にわたる場合は、借入金額に応じた平均値をもって借入利率とする。ただし、給付率と借入利率が異なる場合は、前号に準ずる。
  - (3) 第1号に定める給付率は変動するものとし、毎年度理事会において、各学部の給付率を決定するものとする。

(奨学金給付の決定および給付方法等)

- 第11条 理事長は、前条に基づき申請された書類を審査し、奨学 金給付者を決定する。
- 2 前項により給付者を決定したときは、理事長は毎年1月末日までに、奨学金給付者決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するとともに、申請者の指定口座に奨学金給付額を振り込むものとする。この場合の振込手数料は、本学の負担とする。(奨学金給付の取消)
- 第12条 前条第1項の規定によって奨学金の給付を許可された者が、次の各号の一に該当する場合には、理事長は当該許可を取り消すことができる。
  - (1) 申請について虚偽の事実が判明したとき
  - (2) 許可理由が消滅したとき
  - (3) 卒業、退学、除籍等の理由により、学籍を消失したとき
- (4) 学費を滞納したとき

(事務)

- 第13条 奨学金の給付に関する事務は、次の各号に掲げる区分によって処理する。
  - (1) 奨学金の給付の申請等に当たっては、浦安キャンパス事務部学生支援課および歯学部事務部学事課が処理する。
  - (2) 奨学金の給付の経理等に当たっては、浦安キャンパスおよび歯学部の経理課が処理する。

(細則)

第14条 この規程に定めるものほか、奨学金の給付等に関する必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学し、引続き在学している学生については、第6条に定める金融機関の学資借入時期は、平成12年1月以降の学資借入を対象とする。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年9月14日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学し、この規程による奨学金の給付を受けた者が、継続して当該奨学金を申請する場合の給付基準額は、すでに給付を受けた奨学金の給付基準額と改正後の第2条による給付基準額を加算した合計額を上限とする。

附則

この規程は、2015年5月19日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

# 明海大学資格取得奨励 奨学金給付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学(以下「本学」という。)外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部に在籍する学生が、その在籍期間中に、本学が奨励する各種(国家・公的・民間)の資格検定試験(以下「各種資格試験等」という。)に合格した場合に給付する奨学金(以下、「奨励奨学金」という。)について必要な事項を定める。

(奨励奨学金の対象者)

- 第2条 この奨励奨学金の対象者は、外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部に在籍する学生(休学中を含む。)で、本学オープンカレッジにおいて開講する講座のうち、本学が指定する資格試験対策講座(以下、「指定講座」という。)を受講し、当該各種資格試験等に合格した者とする。
- 2 前項において、指定講座の受講又は各種資格試験等の合格が、 本学入学以前であった場合は、奨励奨学金の対象としないもの とする。

(奨励奨学金の給付内容)

第3条 奨励奨学金の給付額については、各種資格試験等の合格 日から起算して1年以内に受講した直近の指定講座の受講料相 当額とする。

(奨励奨学金の給付対象)

第4条 第2条第1項に定める奨励奨学金の給付の対象とする各種

資格試験等については、別表のとおりとする。 (奨励奨学金の給付申請)

- 第5条 奨励奨学金の給付を受けようとするときは、明海大学資格取得奨励奨学金申請書(本学指定様式)に、次に掲げる書類を添え、別に定める期間内に、学長を経由し、理事長に申請しなければならない。
  - (1) 明海大学資格取得奨励奨学金申請書(本学指定様式)
  - (2) 各種資格試験等合格通知書又はその証明書の写し
  - (3) その他必要書類

(奨励奨学金給付の決定等)

- 第6条 理事長は、前条に基づき申請された書類等を審査し、奨励奨学金給付者を決定する。
- 2 前項により、給付者を決定したときは、理事長は、申請者指定 の口座に所定の給付額の振り込みをもって決定を通知する。こ の場合の振込手数料は、本学の負担とする。

(事務)

- 第7条 奨励奨学金の給付に関する事務は、次の各号に掲げる区分によって処理する。
  - (1) 奨励奨学金の給付の申請等に当たっては、浦安キャンパス 事務部学生支援課が処理する。
  - (2) 奨励奨学金の給付の経理等に当たっては、浦安キャンパス事務部経理課が処理する。

(改正)

- 第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。 (雑則)
- **第9条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行後引続き在籍している者で、本学在学期間中に、本学が指定し、奨励する各種資格試験等に合格し、その資格を取得していた場合には、平成12年度限りの特例措置として、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前入学者の本規程施行前に合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象とする各種資格試験等に指定したものについては、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる各種資格試験等については、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。
  - (1) 改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対

象としたもの

(2) 奨学金ランクが昇格した各種資格試験等のうち本規程施行後に合格したもの

附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる各種資格試験等については、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。
  - (1) 改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象としたもの
  - (2) 奨学金ランクが昇格した各種資格試験等のうち本規程施行 後に合格したもの

附則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象とした各種資格試験等については、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる各種資格試験等については、この限りでない。
  - (1) 改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象としたもの
  - (2) 改正後の第4条別表2の規定により上位の資格ランクとしたもの

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行前に取得した旧制度による漢語水平考試 (HSK) については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 2013年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2014年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2016年5月24日から施行する。
- 2 2016年度以前の入学生(3年次編入学生にあっては、2018 年度以前の入学生)については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2017年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

# 別表2

#### 別表

資格試験等			
日本語検定2級	日商簿記検定2級		
日本語検定3級	宅地建物取引士		
実用英語技能検定1級	TOEIC Listening & Reading Test 800+		
実用英語技能検定準1級	TOEIC Listening & Reading Test 700+		
実用英語技能検定2級	TOEIC Listening & Reading Test 600+		
中国語検定3級	TOEIC Listening & Reading Test 500+		
中国語検定4級	総合旅行業務取扱管理者		
経済学検定試験 (ERE) B	秘書技能検定2級		
経済学検定試験 (ERE ミクロ・マクロ) B			

注 日本語検定3級については、外国人留学生特別入学試験により入学 した者を対象とする。

分類	資格試驗等	対象学科	奨学金区分			
刀炽	貝恰叫狀守	对象子件	А	В	С	D
			¥100,000	¥70,000	¥50,000	¥30,000
I 公務員	国家公務員採用試験	全学科	総合職 一般職 (大卒程度) 専門職 (大卒程度)			
	地方公務員採用試験	全学科	上級	中級		
Ⅱ司法	司法書士試験	全学科	0			
	行政書士試験	全学科	0			
	司法試験	全学科	0			
	法学検定試験	全学科	_	アドバンスト 〈上級〉コース		スタンダード 〈中級〉コース
Ⅲ経営・経理・労務	中小企業診断士試験	全学科	0			
	公認会計士試験 (論文試験における科目合格含む)	全学科	0			
	税理士試験(科目合格を含む)	全学科	Ō			
	簿記検定試験(日商)※注3	全学科		1級	2級	3級
	販売士検定試験	全学科		1級	2 193	2級
	社会保険労務士試験	全学科	0	1 100		Z 19X
	秘書技能検定試験	全学科	0	1級	準1級	2級
	経済学検定試験(ERE ミクロ・マクロ含む)	全学科	S·A+	A	B +	B
	E/J 子 快 E	全学科	3 · A +	1級	ВТ	2級
		主子科 全学科	1 VT	I WX	2 411	
	ファイナンシャル・プランニング技能検定		1級		2級	3級
	所得税法能力検定試験	全学科				1級
	法人税法能力検定試験	全学科				1級
	消費税法能力検定試験	全学科	_			1級
	証券アナリスト試験	全学科	0			
Ⅳ語学等	日日本漢字能力検定(漢検)		1級	準1級		2級
※注4	本 BJT ビジネス日本語能力テスト ※注5 日本語検定 TAGE (ADE) W ※ 5 F	全学科	J 1 + · J 1			J 2
	<del>語</del>   日本語検定		1級	準1級・2級	準2級	3級
			83~	71~82	61~70	52~60
	英 TOEIC ※注3 ※注5	全学科	780以上	720以上780 未満	650以上720 未満※注1	550以上650 未満※注2
	実用英語技能検定(英検)※注3 ※注5		1級	準1級		2級
	中 中国語検定試験 ※注3 ※注5		1級	準1級	2級	3級
	国 漢語水平考試 (HSK) ※注5	全学科	6級	5級	4級	3級
	語 中国語コミュニケーション能力検定試験(TECC) ※注5		800~	700~799	600~699	500~599
	国   漢語水平考試 (HSK) ※注5     中国語コミュニケーション能力検定試験 (TECC) ※注5   日本語教育能力検定試験	全学科	0			
	日本語教師検定	全学科	Ä		В	С
	通訳案内士(ガイド)試験	全学科	0		_	_
Vコンピュータ	基本情報技術者試験	全学科	Ŭ	0		
V / _ /	日商 PC 検定試験(文書作成)	全学科		1級	2級	
	日商 PC 検定試験(データ活用)	全学科		1級	2級	
	CAD利用技術者試験	全学科		1級	Z 19X	2級
	Tパスポート試験	全学科		1 690	0	Z /ll/X
	情報検定(J 検)情報活用試験	全学科				1級
1 # VEI + A AA-		主子科	0			I 前反
Ⅵ運輸等			U			
	総合旅行業務取扱管理者試験	全学科		0		
	国内旅行業務取扱管理者試験	全学科				0
Ⅷ建築・不動産	土地家屋調査士試験	全学科	0	-		
	不動産鑑定士試験	全学科	0			
	測量士・測量士補試験	全学科	測量士		測量士補	
	宅地建物取引士資格試験	全学科		0		
	マンション管理士試験	全学科	0			
	管理業務主任者試験	全学科		0		
	不動産コンサルティング技能試験	全学科	0			
<b>™</b> その他	文部科学省後援 色彩検定®	全学科		1級		2級
· ·=	福祉住環境コーディネーター検定試験	全学科	1級		2級	3級
	東京シティガイド検定	全学科				0
	世界遺産検定	全学科		1級		2級

- 注1 外国語学部英米語学科及びホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科に在籍する学生にあっては、1、2年次のみ対象とする。
- 注2 外国語学部英米語学科及びホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科に在籍する学生にあっては、1年次のみ対象とする。
- 注3 明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金規程第2条第1項第3号及び第4号に係る学修奨励奨学金受給者は、当該奨学金給付申請時の級又はスコアの上位の奨学金区分に該当する場合のみ対象とする。
- 注4 語学等のうち、日本語、英語及び中国語の奨学金給付は、各言語における同じ奨学金区分内で1資格試験等とする。
- 注5 当該言語を母語とする学生は申請できないものとする。

# 明海大学私費外国人留学生 授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学(以下「本学」という。)外国語学部、経済学部、不動産学部、保健医療学部、応用言語学研究科、経済学研究科及び不動産学研究科(以下「対象学部等」という。)に在籍する私費外国人留学生(以下「私費留学生」という。)で一定の学業成績を有し、修学態度が良好な者を対象に授業料の一部を減免(以下「授業料減免」という。)し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(減免対象者)

- 第2条 対象学部等の正規課程に在籍する外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一に定める在留資格「留学」に該当する者、及び経過措置としてその他の在留資格を有する者)で、国費外国人留学生制度実施要領(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生並びに外国政府の派遣する留学生以外の者のうち、本学入学後に経済的諸事情により修学に専念することが困難となった者で、かつ、別表に定める学業成績基準を満たす者を対象とする。ただし、次に該当するものは対象から除外する。なお、第4号に該当する者についての除外は、留学した年度以降とし、第5号に該当する者については、懲戒処分解除後も除外する。
  - (1) 本学で実施する定期健康診断を受けていない者及び健康診断書を提出しない者。
  - (2) 留年した者(当該学期のみ)。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
  - (3) 休学中の者。
  - (4) 本学派遣留学生として留学した者。
  - (5) 懲戒処分を受けた者。
- 2 減免対象者について、前項に規定するもののほか必要な事項は、 選考委員会において定める。

(減免の額)

第3条 授業料の減免額は、私費留学生の入学年度に対応する授業料の30パーセントとする。

(減免の手続)

第4条 減免を受けようとする者は、所定の期日までに理事長に願出なければならない。

(減免の決定)

- 第5条 学長は、減免申請のあった私費留学生の中から減免候補 者を選考し、理事長に推薦するものとする。
- 2 理事長は、前項による学長の推薦に基づき減免の可否を決定する。
- 3 第1項に規定する減免候補者の選考に当たっては、学長は選考 委員会を組織するものとし、学長、担当の副学長、学事課長及 び学事課の留学生担当職員若干名をもって構成する。 (減免の取り消し)
- 第6条 授業料の減免を受けた者が、学則に定める懲戒事由に該当したときは、懲戒処分にかかわらずその減免を取り消すことができる。

(雑則)

- 第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 (改正)
- 第8条 この規程は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附則

この規程は、昭和63年6月25日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年6月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月22日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。 ただし、第6条(減免の取り消し)については平成17年4月1日 から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第2条別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 平成22年度の入学生 (3年次編入学生にあっては、平成24年度の入学生) 平成26年4月1日
- (2) 平成21年度の入学生(3年次編入学生にあっては、平成23年度の入学生)平成25年4月1日
- (3) 平成20年度の入学生(3年次編入学生にあっては、平成22年度の入学生) 平成24年4月1日

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程第2条別表に規定する学業成績基準は、2013 年度は GPA2.0以上、2014年度は GPA2.1以上、2015年度は GPA2.2以上、2016年度は GPA2.3以上、2017年度は GPA2.4
- 3 前2項の規定にかかわらず、2010年度入学生(3年次編入学生にあっては2012年度の入学生)にあっては2013年度、2011年度入学生(3年次編入学生にあっては2013年度の入学生)にあっては2014年度、2012年度入学生(3年次編入学生にあっては2014年度の入学生)にあっては2015年度までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2016年4月1日現在、歯学部及び歯学研究科に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2016年5月24日から施行する。
- 2 2016年度以前に入学したホスピタリティ・ツーリズム学部の 私費外国人留学生について、なお従前の例による。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

#### 別表

(外国語学部、経済学部、不動産学部、保健医療学部)

学年	学 業 成 績 基 準	備考		
1	前期の修得単位数が14単位以上でかつ GPA が2.5以上			
2	1年次の修得単位数が32単位以上でかつ当該年次の GPA が2.5以上			
3	2年次までの修得単位数が64単位以上でかつ2年次のGPAが2.5以上	3年次編入生はこの限りではない		
4	3年次までの修得単位数が96単位以上でかつ3年次のGPAが2.5以上			

(応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科)

学業成績基準	備考
各研究科の修業年限を超えていない者	

# 明海大学学生奨学 海外研修派遣規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条 第2項に基づき、成績が優秀な明海大学学生を明海大学学則第 52条第2項の規定に基づき、海外研修に派遣するに必要な事項 を定める。

(海外研修)

- 第2条 明海大学の建学の精神に基づき、広く国際未来社会で活躍しうる人材の養成を目的として、教員の引率のもとに、次の海外研修を行う。
  - (1) 海外の大学・研究所等における研修
  - (2) その他、学長が浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会 又は歯学部国際交流委員会(以下「委員会」という。)の意見 を聴き適当と認めた海外における研修

(選考基準等)

- 第3条 海外研修に派遣する学生(以下「派遣学生」という。)を選考する基準(以下「選考基準」という。)、派遣先、派遣時期、派遣期間、派遣人数等は、学長が各学部学科の意見を聴き決定する。(選考方法)
- 第4条 各学部学科は、選考委員会を設置し、前条の選考基準に基づき派遣候補学生を選考し、委員会に推薦するものとする。
- 2 委員会は、推薦された派遣候補学生について審議し、派遣学生として学長に推薦するものとする。

(決定

第5条 派遣学生については、学長が当該教授会の意見を聴き、 理事長が学長の推薦に基づきこれを決定する。

(経費の負担)

- 第6条 海外研修に対する経費は、次の各号により予算の範囲内で大学が負担する。
  - (1) 交通費 研修先までの往復航空賃 (エコノミークラス) 等
  - (2) 滞在費
  - (3) 研修費
  - (4) 保険料
  - (5) その他必要経費

(派遣学生の義務)

第7条 派遣学生は、研修期間中、研修計画に基づき研修に専念 しなければならない。 (報告)

第8条 派遣学生は、帰国後、所定の報告書を、学長に提出しなければならない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学浦安キャンパス 派遣留学生奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条 第2項に基づき、明海大学外国語学部、経済学部、不動産学部、 ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部(以下「浦安 キャンパス」という。)の派遣留学生等に給付する奨学金につい て必要な事項を定める。

(奨学金の種類及び給付対象者)

- 第2条 奨学金の種類は、海外留学奨学金、海外留学特別奨学金 及び海外研修奨学金とし、その給付対象者は、次の各号に定め るとおりとする。
  - (1) 海外留学奨学金の給付対象者は、明海大学学生交流規程(以下「学生交流規程」という。)に基づき派遣期間が1年又は6か月の海外留学の許可を得た者(大学間単位互換協定等による交換留学で、授業料等が相互に不徴収とされている者を除く。)で、かつ成績優秀な者とする。
  - (2) 海外留学特別奨学金の給付対象者は、前号に規定する海外

留学奨学金給付対象者のうち、特に成績優秀な者とする。

- (3) 海外研修奨学金の給付対象者は、学生交流規程等に基づき 海外研修の許可を得た者(明海大学学生奨学海外研修派遣規 程により派遣される者を除く。)で、かつ成績優秀な者とする。
- 2 前項第1号において、派遣期間が1年又は6か月に満たないまでも、派遣先における授業時間数及び授業期間が本学における1年間又は6か月間のそれに相当する場合の派遣期間は、1年又は6か月とみなす。
- 3 第1項第3号に規定する海外研修奨学金の給付対象とする海外研修は、学生交流規程に基づく海外研修のほか、研修内容等が当該学部・学科の主要な専門教育の内容に合致し、かつ、当該学部・学科の教育目標を達成するに相応しいと学長が特に認めたものとする。

(奨学金の給付額等)

- 第3条 海外留学奨学金の給付額は、学則第46条に規定する授業料、施設維持費及び教育充実費(以下「授業料等」という。)の2分の1相当額(派遣期間が6か月の場合にあっては、当該学期に納付しなければならない授業料等の2分の1相当額。以下同じ。)とし、その給付は、当該留学期間中に納付しなければならない授業料等から減額する方法で行う。ただし、本学の規程により授業料等の減免を受けている者については、その減免後の授業料等の2分の1相当額とする。
- 2 海外留学特別奨学金の給付額の上限は、次のとおりとする。

留学先	期間	給付額(上限)
欧州・北米・オセアニア	6か月	200,000円
	1年	400,000円
その他の地域	6か月	100,000円
ての他の地域	1年	200,000円

3 海外研修奨学金の給付額の上限は、次のとおりとする。

研修先	給付額 (上限)
欧州・北米・オセアニア	250,000円
その他の地域	150,000円

4 前第2項に規定する奨学金の給付額は、派遣先、派遣期間、派遣人数及び留学若しくは研修に必要な経費(旅費を含む。)等を勘案し、理事長が学長の意見を聴き予算の範囲内においてこれを決定する。

(奨学金の併給)

- 第4条 奨学金の給付を受けようとする派遣留学生が、当該海外留学又は海外研修に係る他の奨学金の給付を受けるときは、本学及び他の奨学事業機関等が特に認めた場合を除き、前条に規定する奨学金の給付を取り消し、又は給付額の一部を減額する。(申請手続)
- 第5条 奨学金の給付を希望する者は、所定の奨学金支給申請書を学長に提出しなければならない。

(選考および決定)

第6条 奨学金受給者の選考については、学長が浦安キャンパス 国際・地域交流推進委員会の意見を聴き、理事長が学長の推薦 に基づき、予算の範囲内においてこれを決定する。

(受給者の義務)

第7条 奨学金受給者は、帰国後に所定の報告書を学長に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金受給者が派遣留学生等の資格を取り消されたとき 又は本人の都合により留学を継続できなくなったときは、奨学 金の全部又は一部を返還しなければならない。 (事務)

第9条 奨学金の給付に関する事務は、浦安キャンパス事務部経 理課及び学事課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金の取扱いについて 必要な事項は、別に定める。

(26TE

第11条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

Nt 即

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

# 明海大学浦安キャンパス 学修奨励奨学金規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学(以下「本学」という。)外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部に在籍する学生に給付する学修奨励奨学金(以下「学修奨励奨学金」という。)について必要な事項を定める。(定義)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 外国人留学生 外国人留学生特別入学試験により入学した者で、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一に定める「留学」に該当する者及び経過措置として在留資格「就学」などを有する者をいう。
  - (2) 編入学生 編入学試験により入学した者をいう。 (対象者)
- 第3条 入学年度における学修奨励奨学金の給付対象候補者は、 次の各号の一に該当する者とする。ただし、特段の定めのない 限り、外国人留学生及び編入学生を除く。
  - (1) 一般入学者選抜試験及び大学入試センター試験利用入学者 選抜試験における各入試方法及び各日程の試験の成績が当該 学部学科の合格者の上位10%に該当し、かつ、当該試験の成 績の取得点率が80%以上の者
  - (2) 前号によるもののほか、一般入学者選抜試験及び大学入試センター試験利用入学者選抜試験における各入試方法及び各

日程の試験の成績が当該学部学科の合格者の上位15%相当に 該当し、かつ、当該試験の成績の取得点率が70%以上の者 (3) 入学時に次に掲げる資格又は技能審査(以下「資格等」という。) を有する者

	学科						
資格等	日本語	英米語	中国語	経済	不動産	ホスピタリティ・ ツーリズム	□腔保健
実用英語技能検定準 1 級	0	0		0	0	0	0
TOEIC 720点以上	0	0		0	0	0	0
TOEFL (iBT) 78点以上	0	0		0	0	0	0
GTEC CBT 1250点以上	0	0		0	0	0	0
IELTS 5.5以上	0	0		0	0	0	0
日本語検定2級以上	0						
中国語検定3級以上			0				
漢語水平考試(HSK)5級			0				
日商簿記検定試験 1 級				0	0		
経済学検定試験(ERE ミクロ・マクロ含む。) A以上				0			
宅地建物取引士					0		
日本語能力試験N 1	0	0	0	0	0	0	
備考 日本語能力試験N1の対象者は、外国人留学生とする。							

(4) 前号によるもののほか、入学時に次に掲げる資格等を有する者

	学 科						
資格等	日本語	英米語	中国語	経済	不動産	ホスピタリティ・ ツーリズム	□腔保健
実用英語技能検定2級	0	0		0	0	0	0
TOEIC 550点以上	0	0		0	0	0	0
TOEFL (iBT) 57点以上	0	0		0	0	0	0
GTEC CBT 1000点以上	0	0		0	0	0	0
IELTS 4.0以上	0	0		0	0	0	0
日本語検定3級・準2級	0						
中国語検定4級			0				
漢語水平考試 (HSK) 4級			0				
日商簿記検定試験2級				0	0		
経済学検定試験(ERE ミクロ・マクロ含む。) B・B+				0			

- 2 2年次以降における学修奨励奨学金の給付対象候補者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、外国語学部、経済学部及び不動産学部の外国人留学生を除く。
  - (1) 前年度の修得単位数が32単位以上及び GPA3.0以上で、かつ、当該学部学科・年次の上位2%以内の者
  - (2) 前号によるもののほか、前年度の修得単位数が32単位以上 及び GPA2.7以上で、かつ、当該学部学科・年次の上位5% 以内の者
- 3 前項に規定する GPA の値が当該学部学科・年次の上位2%又は5%以内に該当する学生の人数は、前年度の5月1日現在の在籍学生を基に算出し、小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 4 教育上の目的からコース又は専攻等履修上の区分を設定する 学部学科にあっては、学長が教育上有益と認める場合に限り、 第2項各号の規定にかかわらず当該学部学科の履修上の区分・

年次を単位とすることができる。この場合において、履修上の 区分ごとの人数の配分は、前項に規定する学部学科・年次の人 数を超えない範囲内において、教育上の目的及び有益性等を勘 案し学長がこれを行うものとする。

(学修奨励奨学金の給付内容)

- 第4条 前条に規定する学修奨励奨学金の給付内容は、次のとおりとしその給付方法は、当該年度に納付しなければならない授業料から減額する方法で行う。
  - (1) 前条第1項第1号及び第3号並びに前条第2項第1号に該当する者は、該当年度における授業料の全額相当額を給付する。
  - (2) 前条第1項第2号及び第4号並びに前条第2項第2号に該当する者は、該当年度における授業料の半額相当額を給付する。 (学修奨励奨学金の給付申請)
- 第5条 第3条第1項第3号及び第4号に規定する学修奨励奨学金 の給付を受けようとする者は、原則として入学試験の出願時に

合格通知書又は公式認定証等これらを証明する書類を提出し申 請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前年度末までに取得したものについては、入学年度の4月末日までに申請することができる。

(選考及び決定)

- 第6条 入学年度の学修奨励奨学金給付対象者は、学長がアドミッションセンター委員会の意見を聴き、学長の推薦に基づき理事長がこれを決定する。この場合において、学修奨励奨学金受給対象者を決定したときは、入学試験合格通知書とともに該当者に通知するものとする。ただし、第5条第2項の規定により申請があった者については、学長はアドミッションセンター委員会の意見を聴くことを省略することができる。この場合において、学修奨励奨学金受給対象者を決定したときは、すみやかに該当者に通知するものとし、当該奨学金の給付は後期の授業料等の納入時期にこれを行う。
- 2 2年次以降の学修奨励奨学金給付対象者は、学長が学生支援 委員会の意見を聴き、学長の推薦に基づき理事長がこれを決定 する。この場合において、学修奨励奨学金受給対象者を決定し たときは、該当者に通知するものとする。

(学修奨励奨学金給付の取消)

- 第7条 学修奨励奨学金の給付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該年度の学修奨励奨学金の給付の取消を行う。
  - (1) 本学の学則等諸規則に違反したとき
  - (2) 懲戒になったとき
  - (3) 休学、退学又は留年したとき
- 2 学修奨励奨学金の給付の取消は、前項第3号に規定する休学、 退学又は留年したときを除き、理事長は学長の意見を聴きこれ を決定する。
- 3 学修奨励奨学金の給付を受けようとする者には、他の授業料等減免に係る奨学金の併給は行わない。

(事務)

第8条 学修奨励奨学金に関する事務は、浦安キャンパス事務部 企画広報課及び学生支援課において行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附 則

この規程は、平成11年10月20日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。 附 則

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度の入学生については、改正後の規程第2条の規定 にかかわらず、次の各号のとおりとする。

- (1) 規程第2条第1項第1号に規定する対象者のうち、上位3名 までの対象者については、当該試験の成績の取得点率に関す る規定は適用しない。
- (2) 規程第2条第1項第2号に規定する対象者は、当該試験の成績の取得点率に関する規定は適用しない。

附目

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度の入学生(3年次編入学生を除く。)で改正後の規程第2条第1項第1号又は第2号の対象者については、旧明海大学浦安キャンパス特別奨学金規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2016年5月24日から施行する。
- 2 2016年度以前の入学生については、なお従前の例による。附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

# 明海大学浦安キャンパス 学生のインターンシップ派遣に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第 2項に基づき、外国語学部、経済学部、不動産学部及びホスピタリ ティ・ツーリズム学部の学生が、当該学部等の教育の一環として行 うインターンシップに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規程においてインターンシップとは、国内外の企業、団体、官公庁及び地方自治体(以下「研修機関」という。)において、学生が自らの専攻及び将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、教育的観点から研修・実習にふさわしい内容で構成され、かつ、本学と研修機関等との事前協議により学生の受入れに関する合意書又は覚書その他これに準ずるものを締結しているものをいう。(適用除外)
- 第3条 この規程は、明海大学学生交流規程に基づく派遣留学生が当該留学期間中に行うインターンシップ並びに教育職員免許 状取得に係る教育実習及び介護等体験並びに社会貢献活動(ボランティア)については、適用しない。 (研修期間)
- 第4条 インターンシップは、原則として学生の休業期間中に行う ものとする。ただし、インターンシップが当該学部・学科の教育 課程に位置付けられ、かつ、研修機関及び研修内容等が当該学 部・学科の教育目標を達成するに相応しいと認められるものにつ いては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定するインターンシップの研修期間は、1年

を超えない範囲内において明海大学学則(以下「学則」という。) 第3条及び第45条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。 (派遣の許可)

- 第5条 インターンシップの派遣は、学長は当該学部教授会又は 総合教育センター運営委員会の意見を聴いて許可する。
- 2 応募資格及び選考方法等については、学長が当該学部教授会 又は総合教育センター運営委員会の意見を聴いて定める。 (保険)
- **第6条** インターンシップを許可された学生は、所定の保険に加入しなければならない。

(義務)

- 第7条 インターンシップを許可された学生は、所定の事前研修 及び事後研修等に出席するものとし、研修期間中は、研修機関 及び研修指導担当教員の指示に従わなければならない。
- 2 インターンシップを許可された学生は、適宜、研修指導担当教 員に研修状況等を報告するものとし、研修終了後すみやかに所 定の研修報告書を研修指導担当教員に提出しなければならない。
- 3 インターンシップを許可された学生が前2項の義務を怠った場合は、その資格を取り消すものとする。

(単位の認定)

- 第8条 単位の認定は、研修報告書及び研修機関から提出された 勤務状況等を証明する書類に基づき、学長が当該学部教授会又 は総合教育センター運営委員会の意見を聴いて単位を認定する。
- 2 認定することができる単位数は、30時間の研修(事前研修又は事後研修等の時間数を含む。)をもって1単位とすることを標準とし、他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修等により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
  - (長期海外インターンシップにおける奨学金の給付)
- 第9条 第4条ただし書きに規定するインターンシップのうち、研修先が海外で、かつ、研修期間が1年又は6ヶ月のもの(以下「長期海外インターンシップ」という。)については、当該学生の成績及び研修先における経済的支援状況等を勘案し、選考の上、奨学金を給付する。
- 2 長期海外インターンシップの研修期間が1年又は6ヶ月に満たないまでも、研修先における研修時間及び研修期間が本学における1年間又は6ヶ月間の授業時間数及び授業期間に相当する場合における研修期間は、1年又は6ヶ月とみなす。
- 3 長期海外インターンシップの1人当たりの奨学金の給付額は、 学則第46条に規定する授業料、施設維持費及び教育充実費(以 下「授業料等」という。)の2分の1相当額(研修期間が6ヶ月 の場合にあっては、当該学期に納付しなければならない授業料 等の2分の1相当額。以下同じ。)とし、その給付は、当該研修 期間中に納付しなければならない授業料等から減額する方法で 行う。
- 4 長期海外インターンシップの資格を取り消されたとき又は本人 の都合により研修を継続できなかったときは、奨学金の全部又 は一部を返還しなければならない。

(認定インターンシップ)

- 第10条 公募制インターンシップ等本学と研修機関との事前協議によらないインターンシップについては、学長が学生からの事前申請に基づき、総合教育センター運営委員会の意見を聴いてその成果を単位として認定することができる。
- 2 単位の認定に関することは、第8条の規定を準用する。 (季任)
- 第11条 学長は、派遣の許可、奨学金の給付の決定に関し、学長

があらかじめ指名した者にその権限の行使を委任することができる。

(事務)

**第12条** インターンシップに関する事務は、学生支援課において 処理する。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、インターンシップに関し 必要な事項は、別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附目

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

# 明海大学大学院日本学生支援機構 奨学金返還免除候補者選考内規(抜粋)

(趣旨)

第1条 この内規は、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程(平成16年規程第16号。)第46条に規定する独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)大学院第一種奨学生の奨学金返還免除候補者(以下「候補者」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(候補者の対象)

第2条 候補者の対象は、明海大学大学院(以下「本学」という。) において機構第一種奨学金の貸与を受けている学生のうち、奨学金の貸与期間が当該年度中に終了する者で、本学における教育研究活動等に関する業績及び本学における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績が特に優れていると認められる者とする。

(委員会の設置)

- 第3条 候補者の選考を行うため、日本学生支援機構奨学金返還 免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組職する。
- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 歯学研究科運営委員長
- 3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員 がその職務を代行する。
- 6 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事 は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 7 委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(申請)

- 第4条 奨学金の返還免除を申請する者は、指定期日までに次の 各号に掲げる所定の書類を学長に提出しなければならない。
  - (1) 業績優秀者返還免除申請書
  - (2) 特に優れた教育研究活動等の業績一覧及びそれを証明する 資料

(選考)

- 第5条 委員会は、前条に規定する提出書類等により、選考に係る 学生の本学における教育研究活動等及び本学における専攻分野 に関連した学外における教育研究活動等に関する別表左欄の業 績について、同表中欄に定める基準により設定した同表右欄の評 価項目により総合的に評価し、候補者の選考を行うものとする。 (推薦)
- 第6条 学長は、委員会の議を経て候補者に順位を付し、機構が 定める方法に基づき、推薦するものとする。

(改廃)

- 第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。 (事務)
- 第8条 候補者の選考及び推薦に係る事務は、学生支援課が処理する。

附 則

この内規は、平成18年3月1日から施行する。

附則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

別表(省略)

#### 明海大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則第52条に規定する学生の 表彰に関し、必要な事項を定める。

(実施)

- 第2条 表彰は、この規程の定めるところにより、学長が行う。 (表彰)
- 第3条 学生の表彰は、表彰状を授与して行うものとし、併せて記 念品を贈呈するものとする。

(表彰基準)

- 第4条 学生の表彰の基準は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 卒業に際し本学在学中の学業成績が、特に顕著であると認められる者
  - (2) 卒業に際し本学における課外活動の成果が顕著であり、かつ本学課外活動の振興に功績があったと認められる者
  - (3) 社会活動その他において優れた評価をうけ、かつ本学の名 誉を著しく高めたと認められる者
  - (4) その他、前各号と同等又はそれ以上の表彰に価する行為等があったと認められる者

(表彰の種類)

- 第5条 表彰の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 宮田賞(本規程第4条第1号関係)
  - (2) 学長賞(本規程第4条第1号・第2号関係)
  - (3) その他第4条第3号及び第4号の規定に基づく表彰については、その都度学長が定める。

(審議)

第6条 浦安キャンパス学生支援委員会及び歯学部教務学生部委員会は、第4条各号に該当する学生について詳細に調査審議し、

表彰対象者として学長に報告するものとする。 (決定)

第7条 学長は、前条の報告に基づき当該学生の表彰について、 該当学部の教授会の意見を聴き表彰を決定する。 (表彰の時期)

第8条 第4条第1号及び第2号の規定に基づく表彰の時期は、学位記授与式の日とする。

(24T)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附則

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年2月20日から施行する。

#### 宮田賞授与選考基準

明海大学学生表彰規程第5条第1号に規定された宮田賞に関し、 選考基準等を次のとおり定める。

- 1 選考基準
  - (1) 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部

4年生までの成績の累積グレード・ポイント・アベレージが 3.0以上で、その点数が最上位の者

(2) 歯学部

5年生までの成績(点数評価のある科目の総平均点)の60%に総合歯科医学試験の40%を加算し、その点数が最上位の者

- 2 選考人数
- (1) 外国語学部

ア 日本語学科 1名

イ 英米語学科 1名

ウ 中国語学科 1名

- (2) 経済学部経済学科 1名
- (3) 不動産学部不動産学科 1名
- (4) ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズ ム学科 1名
- (5) 歯学部歯学科 1名
- (6) 保健医療学部□腔保健学科 1名
- 3 重複表彰について

学長賞との重複表彰は妨げない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、2018年2月26日から施行する。

附則

この基準は、2019年4月5日から施行し、2019年4月1日から適用する。

#### 学長當授与選考基準

明海大学学生表彰規程第5条第2号に規定された学長賞に関し、 選考基準等について定める。

#### 1 選考基準

- (1) 学業成績による者
  - ア 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部

GPA、修得単位数及び人物を総合評価し、各学部長から推薦受けた者

イ 歯学部

5年生までの成績(点数評価のある科目の総平均点)の60%に「総合歯科医学」試験の40%を加算した点数及び人物を総合評価し、歯学部長から推薦受けた者

- (2) 課外活動による者
  - ア 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部

課外活動に寄与した下記の者で、GPA、修得単位数及び人物を総合評価し、学生部長から推薦受けた者

#### (選考対象者)

- ① 学友会会長経験者
- ② 学友会副会長経験者
- ③ 学園祭実行委員会委員長経験者
- ④ 体育会連盟会会長経験者
- ⑤ 学術文化連合会会長経験者
- ⑥ 留学生連合会会長経験者
- イ 歯学部

選考対象者のうち学生会活動への寄与が著しい者で、5年生までの成績(点数評価のある科目の総平均点)の60%に「総合歯科医学」試験の40%を加算した点数及び人物を総合評価し、歯学部長から推薦受けた者

# (選考対象者)

- ① 学生会執行委員会役員経験者
- ② けやき祭実行委員会委員長経験者
- ③ 体育会または文化会長経験者
- ④ 全日本歯科学生体育連盟正·副評議委員経験者
- ウ 全学

在学中に顕著なスポーツ・文化活動等の実績があり、かつ相当の学業成績を有する者で各学部長及び学生部長から 推薦を受けた者

#### 2 選考人数

- (1) 学業成績による者
  - ア 外国語学部 3名
  - イ 経済学部 1名
  - ウ 不動産学部 1名
  - エ ホスピタリティ・ツーズム学部 1名
  - 才 歯学部 1名

- 力 保健医療学部 1名
- (2) 課外活動による者

ア 浦安キャンパス 1名

イ 歯 学 部 1名

ウ 全 学 若干名

3 重複表彰について

宮田賞との重複表彰は妨げない。

附 則

- 1 この基準は、2018年2月26日から施行する。
- 2 柳生賞授与選考基準は廃止する。

附則

この基準は、2019年1月29日から施行する。

附 則

この基準は、2019年4月5日から施行し、2019年4月1日から 適用する。

#### 明海大学学生懲戒手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則第53条第3項の規定に基づき、 学生の懲戒手続に必要な事項を定める。

(実施

- 第2条 懲戒は、この規程の定めるところにより学長が行う。 (懲戒)
- 第3条 懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。
  - (1) 訓告 注意を与え将来を戒めること。
  - (2) 停学 期間 (1か月以上)を定め (以下「有期停学」という。)、 又は定めないで(以下「無期停学」という。)登校を停止すること。 この場合において、該当期間は在学年限に含め修業年限には 含めない。ただし、特に学長が認めた場合には修業年限に含 めることができる。
  - (3) 退学 退学を命ずること。この場合において、再入学は認めない。
- 2 懲戒は、本人に処分書を交付して行い、かつ学内に公示して行 うものとする。ただし、交付できないときは公示のみによるもの とする。

(調査等)

- 第4条 学部長(大学院にあっては大学院研究科長)は懲戒に該当すると思われる学生の行為について知ったときは、直ちに学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項に定める報告を受け必要と認めるときは、学生支援委員会(以下、歯学部にあっては学生部委員会、大学院歯学研究科にあっては大学院研究科運営委員会)に、事実関係の調査及び整理を命ずるものとする。

(審議・決定)

第5条 学長は、前条第2項に定める調査及び整理の結果報告を受け、懲戒に処するに相当の理由があると認めたときは、当該学部長(大学院にあっては当該大学院研究科長)を通じて当該学部の教授会(大学院にあっては大学院研究科委員会)の意見を聴き該当学生の懲戒を決定する。

(解除)

第6条 学長は、第3条第2号の規定する無期停学に処した学生に対し、当該学生のその後の状況等により、懲戒の解除を決定す

ることができる。

2 前項の懲戒を解除する手続は、前条に準じて行う。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月18日から施行し、平成17年9月1日 から適用する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学浦安キャンパス学生の試験における 不正行為者の懲戒に関する内規

(平成元年12月7日 制定)

- 第1条 この内規は、明海大学学生懲戒手続規程第7条の規定に 基づき、浦安キャンパス学生の試験における不正行為者の懲戒 について必要な事項を定める。
- 第2条 試験監督者は、不正行為のあった受験者の受験を直ちに 中止させ、本人を試験本部に同行し、学生支援委員とともに不 正行為の事実確認を行う。
- 第3条 不正行為者の懲戒は、次の各項に定めるとおりとする。
- 2 停学は、次の各号に該当する者について行う。
- (1) 受験を依頼した者および依頼されて受験した者
- (2) 答案を交換した者
- (3) 第3項の不正行為を再度行った者
- (4) 前各号に準ずる不正行為を行った者
- 3 訓告は、次の各号に該当する者について行う。
  - (1) カンニングペーパー等を使用した者
  - (2) 所持品、身体、机および壁等に書込みをした者
  - (3) 答案を見せた者および見て書き写した者
  - (4) 私語および動作等で連絡した者および連絡を受けて答案を 書いた者
  - (5) 使用が許可されていない物を使用した者
  - (6) 試験場において試験監督者の指示に従わなかった者
- (7) 前各号に準ずる不正行為を行った者
- 4 不正行為により停学処分を受けた者の当該年度の全履修科目 の成績を0点とする。
- 5 不正行為により訓告処分を受けた者の当該学期の全履修科目 の成績を0点とする。
- 第4条 懲戒の起算日は、不正行為日とする。
- 第5条 この内規による懲戒を受けた者のうち、無期停学者については、学長は学生支援委員会の報告に基づき相当と認めるときは、教授会の意見を聴き停学を解除することができる。

附 則

- この内規は平成元年4月1日から施行する。 附 則
- この内規は平成7年7月1日から施行する。 附 則
- この内規は平成9年7月22日から施行する。 附 則
- この内規は平成16年4月1日から施行する。

#### 明海大学浦安キャンパス遺失物取扱内規

- 第1条 本学外国語学部、経済学部、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部(以下「浦安キャンパス」という。)構内で他人の遺失した物件を拾得した者は、遅滞なく浦安キャンパス事務部学生支援課(以下「学生支援課」という。)に届出て、その処理を依頼するものとする。
- 第2条 学生支援課は、拾得物処理簿を備え、前条の届出を受けたときは、直ちに拾得の年月日、物件の名称、種類、数量及び形状、模様等、その他参考となる事項を記入のうえ、現物又はこれに代わるものを原則として30日間所定の場所に提示し、その物件を保管する。
- 2 物件が多額な金額(5万円以上)、盗品、危険な物、保管困難なもの若しくは犯罪者の置去ったと認められるものであったときは、7日以内に学生支援課は浦安キャンパス事務部庶務課(以下「庶務課」という。) を通じて、これを所管警察署に届出るものとする。
- 第3条 学生支援課は、遺失者が判明したときは、届出場所で受領証と引換えに現品を返還する。
- 第4条 報労金については、遺失者と拾得者との話し合いに一任する。
- 第5条 遺失者が判明しないときは、拾得の日(届出日)から原則 として30日を経過した後学生支援課は拾得者(本学教職員を除 く。)に通知し、受領証と引き換えに返還する。
- 第6条 学生支援課は、警察署に差し出した物件で本学の所有に 帰したときは、庶務課を通じて返還を受ける。
- 2 学生支援課は、警察署から返還後拾得者(本学教職員を除く。) に通知し、受領証と引き換えに返還する。
- 第7条 拾得者が本学教職員の場合及び拾得者から返還の申し出がない場合は、次のとおり処理するものとする。
  - (1) 物件が金銭の場合は、庶務課長に引き渡すものとする。
  - (2) 物件が物品の場合は、学生支援課で廃棄処分するものとする。

附 則

この内規は、平成3年10月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

#### 明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条 第3項に基づき、明海大学(以下「本学」という。) 浦安キャン パス体育施設およびその付属施設(以下「本施設」という。)の 管理、運営について必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 本施設は、正課授業の他、本学のめざす「社会に開かれた大学」の趣旨に基づき、学生、教職員および地域社会における「豊かなコミュニティ」づくりに寄与することを目的とする。 (施設)
- 第3条 本施設は、次のとおりとする。
  - (1) グラウンド
  - (2) 体育館
  - (3) テニスコート
  - (4) トレーニングセンター (クラブハウスを含む)
  - (5) スイミングプール
  - (6) ダイビングプール
  - (7) トレーニングジム
  - (8) マルチスタジオ
  - (9) その他の施設 (オーディオスタジオ、カルチャールーム等) (管理・運営)
- 第4条 本施設使用上の管理運営については、次のとおりとする。
  - (1) 第3条第1項第1号から第4号までの施設の管理運営の責任 者は学生部長とし、その事務は学生支援課が行う。
  - (2) 第3条第1項第5号から第9号までの施設の管理運営の責任 者は浦安キャンパス事務部長とし、その事務は学事課が行う。
  - (3) 本施設の管理運営に関する必要な事項は、別に定める。 (使用目的)
- 第5条 本施設は、次の各号の目的のため利用することができる。
  - (1) 正課体育授業
  - (2) 本学主催の諸行事
  - (3) 学生の課外教育活動
  - (4) オープンカレッジおよびその関連の諸活動
  - (5) 学生、教職員のレクリエーション
  - (6) その他本学が認めた活動

(使用願)

第6条 本施設を使用するときは、施設使用願を提出し、本学の 許可を得なければならない。

(指導・管理)

- 第7条 本施設を第5条第1項第1号の目的で使用する場合は、本学の教員の指導・管理のもとで使用する。
- 2 本施設を第5条第1項第2号から第6号までの目的で使用する 場合は、本学の事務部担当課の指導・管理のもとで使用する。
- 3 本施設の使用等に関する必要な事項は別に定める。 (使用者の義務)
- 第8条 本施設の使用者は、使用施設の清潔、整頓及び規律の保持等に注意し、施設内の設備等を常に良好な状態に保持するよう務めなければならない。
- 2 使用者の故意または過失により、施設内の設備等を破損滅失し、 紛失し、または汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償 しなければならない。

(施設使用料等)

第9条 本学は、必要に応じて、本施設の使用者に対し、施設維持・ 管理のため施設使用料等を徴収することができる。料金につい ては、別に定める。

(委員会)

第10条 本施設の管理運営に関する重要事項を審議するため、学 長のもとに明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営委員会を 置く。 2 明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事長が学長の意見を聴き決定する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

#### 講義室利用遵守事項

講義室は、正課および大学の行事に支障のない場合に限り、課 外活動その他の集会のために使用することを許可しています。

講義室を利用したいときは、責任者が使用の前日までに「施設使用願」を学生支援課(学生支援担当)に提出しなければなりません。利用は「施設使用願」の提出の早いものを優先します。施設の利用に際しては次の事項を厳守しなければなりません。なお、事項を守らない学生及び学生団体には、以後の利用の取消しまたは、以後の利用を認めないことがあります。

また、利用許可しても大学の行事等によりこれを取り消すことも ありますので、あらかじめ承知しておいてください。

なお、利用可能な講義室については、学生支援課(学生支援担当)の窓口で確認してください。原則、AV 講義室の利用については、特別な理由がない限りは利用の許可はしていません。

- ① 利用は、9時から18時までとする。又、各施設の照明の消灯時間は、18時30分となっているので、利用者はそれまでに退出しなければならない。
- ② 施設を利用するに当たって、備付けの設備備品類以外に利用 しようとするもの、および掲示その他これに類するものがあると きには、許可を得なければならない。
- ③ 秩序維持に反する行為及び危険な行為をしてはならない。
- ④ 利用を許可された者が、他の者に転貸してはならない。
- ⑤ 利用者は、施設の清潔、整頓および規律の保持等に注意し、 施設内の設備等を常に良好な状態に保持するよう務めなければ ならない。
- ⑥ 利用者の故意又は、過失により、施設内の設備等を破損滅失し、 紛失し、または汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償 しなければならない。
- ⑦ 施設内で火気類を利用してはならない。
- ⑧ 施設内での喫煙および飲食をしてはならない。また酒気を帯びて施設を利用してはならない。
- ⑨ 時間、目的および許可者等の利用条件を遵守しなければならない。
- ⑩ 施設設備に造作および加工をしてはならない。また備品類を許可なく移動または持ち込みしてはならない。
- ① 利用者の故意または過失により、施設・設備を滅失し、紛失し、 または汚損したときは、ただちに大学に届け出るとともにその指

示に従わなければならない。

- ⑩ 施設の利用が終了したときは、施設および利用用具を原状に 回復の上、戸締まり施錠をしなければならない。
- ③ 備付物品を持出し、あるいは移動しないこと。ただし、やむを 得ない事情で移動するときは使用後原状に復しておくこと。
- ④ 机、椅子等の整理整頓および床、黒板等の清掃を確実に行い、 授業等に支障のないようにすること。また、窓の施錠等戸締まり および消灯を確実にすること。
- ⑤ 日曜日、祭日および大学の定めた休日は原則として利用できません。

# 明海大学体育会所属クラブ等の活動に係る 浦安キャンパス学生の授業欠席に関する取扱要領

平成19年9月19日 学長裁定

(目的)

第1条 この要領は、本学が活動を推進する体育会所属クラブ等 (以下「クラブ」という。)の浦安キャンパス在学生(以下「学生」 という。)に対する正課教育への取り組みを支援するため、公式 試合又は行事等に参加した学生の当該活動期間中に欠席した授 業等の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象となるクラブ)

- 第2条 対象となるクラブは、次のいずれかの号に該当するクラブとする。
  - (1) 体育会所属クラブ
  - (2) 学友会体育会連盟会所属で本学が適用対象と認めたクラブ (対象となる学生)
- 第3条 対象となる学生は、前条各号に所属する学生とする。 (対象となる活動)
- 第4条 対象となる活動は、クラブが加盟又は登録している団体及び公的な機関が開催する試合又は行事で、学生が選手、役員及び随行者として参加したことをクラブ部長又は顧問が認め、参加について事前に大学に届出を行い、許可を得ている活動とする。(欠席の届出等)
- **第5条** 欠席の届出等は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。
  - (1) 学生は活動開始前、「欠席届」(本学所定用紙)に活動の内容と欠席する授業科目について必要項目を記入し、クラブ部長又は顧問の承認を得た上、あらかじめ欠席する授業担当教員の了解を得るものとする。
  - (2) 学生は活動終了後、授業の欠席についてクラブ部長又は顧問の承認を得た上、10日以内に体育会会長へ「欠席届」を提出するものとする。
  - (3) 体育会会長は、提出された「欠席届」を精査のうえ承認し、 学生に写しを返却するものとする。
  - (4) 学生は、欠席届の写しを欠席した授業担当教員に提出するものとする。

(欠席した授業の取扱い)

第6条 授業担当教員は、学生から欠席届の提出があった場合は、 欠席した当該授業については、欠席の扱いをしない。なお、当 該学生から欠席した授業の内容等について、指導の要請等があっ た場合には、相談に応じるものとする。

(活動許可の取消等)

第7条 第2条第1項第1号に規定するクラブに所属する学生の届出等に虚偽の事実が判明したときは、体育会会長は、当該活動の許可を取り消し、また、当該クラブに対し、明海大学体育会運

営細則第10条により学長が処分を行うことがある。

2 第2条第1項第2号に規定するクラブに所属する学生の届出等 に虚偽の事実が判明したときは、体育会会長は、当該活動の許可を取り消し、また、当該クラブに対し、明海大学体育会運営細 則第10条を準用して学長が処分を行うことがある。

附則

- 1 この要領は、平成19年9月19日から施行する。
- 2 学友会体育会連盟会所属クラブの適用対象は、スポーツ・文 化活動特別入学試験指定クラブとする。

# 明海大学浦安キャンパス ネットワーク利用規則(学生用)

本規則は、本学メディアセンターネットワーク運用専門委員会が制定した「明海大学浦安キャンパス MUSE-net 利用申し合わせ」に基づき、本学のネットワークを利用する学生用に要約されたものである。また、本規則は、入学時に各自が署名した誓約書に記述されている「学則等諸規則」に準拠するものであり、厳守事項に違背した場合には、MUSE-net 利用の停止及び罰則の対象となる。

- 1 利用の範囲
  - (1) 学術・研究・教育
  - (2) その他メディアセンター長が認めた範囲
- 2 利用者の資格
  - (1) 本学の学生
- (2) その他メディアセンター長が認めた者
- 3 利用申請
- (1) 当委員会は、全学生に AKEMI2ドメインへのユーザー名及びパスワードを無申請で発給する。
- (2) 当委員会は、研究生、科目等履修生、別科生等特別生以外の新入生には、メールアカウント及びパスワードを無申請で発給する。
  - ア 初期パスワードはドメインのものと共通とする。ただし、メールアカウントとしては、ユーザー名の先頭に小文字の [s] を付けること。また、ドメイン名は meikai.ac.jp である。 例 s12345678@meikai.ac.jp
  - イ 研究生、科目等履修生、別科生等特別生に関しては、学 籍番号に準拠したメールアカウントを別途申請することが できる。
- (3) 大学院生に関しては、個人の PC を持ち込むことにより、指導教員経由で、IP アドレスを申請することができる。なお、諸事情により不要になった場合には、別途、廃棄申請を提出しなければならない。
- 4 利用条件
  - (1) 利用者は、罰則等によるものを除き、AKEMI2ドメインへの ログオン ID、メールアカウント及び IP アドレスを学籍が存在 する限り使用できる。
  - (2) 当委員会は、「4(1)」に関わらず、当委員会の定める起算日から遡り3ヶ月使用されていないメールアカウントを利用者に無許可で削除することができる。
  - (3) 利用者は、ホームフォルダ(Zドライブ)を500MB まで使用することができる。
- 5 厳守事項
  - (1) 利用者は、各個人に与えられた ID 及びパスワードを他人に 譲渡及び貸与してはならない。
  - (2) 利用者は、他人の ID 及びパスワードを使用してはならない。

- (3) 利用者は、システム管理者の許可なく、システム管理者の管理する情報機器及びソフトウェアを改変してはならない。
- (4) 利用者は、ネットワークの利用にあたって、メディアセンター長及びシステム管理者の指示に従わなければならない。また、次に掲げるガイドラインに違背する行為をしてはならない。本学は高度な研究・教育を目指す学術機関であり、学術ネットワーク組織『文部科学省学術情報ネットワーク』(SINET: Science Information Network) に加入してインターネット利用環境を構築している。それゆえに本学のネットワークユーザーには、一般の商用プロバイダが加入者に求める以上の一層の品位およびマナーが求められている。

本学のすべてのユーザーは、学術機関の一員として学術、 教育、研究の発展に資することを目的として、以下の範囲内で ネットワークを利用することができる。

#### ア 人権の保護

本学のユーザーはネットワーク活動を通じて、人種・性差・ 信条などによるいかなる差別も行ってはならない。プライ バシーや、人権の保護に努め、差別的発言や誹謗中傷など の言論による暴力、電子メールの内容の第三者への開陳な どによる秘密の暴露などを行ってはならない。

#### イ 知的所有権の尊重

著作権・特許権・商標権・意匠権などの知的所有権の遵守に常に留意しなければならない。著作物には文章、写真、音楽、デザイン、プログラムなどが含まれ、著作者に無断でその著作物(その一部でも)の複製を作成・配布することは禁じられている。また、アイデアの盗用や勝手な改ざんも同様である。近年では、これらの権利の侵害に対して法的責任が厳しく問われてきており、十分な注意が必要である。

#### ウ 商用利用の禁止

学術ネットワークを利用する本学のユーザーは、ネットワークをいかなる商用活動にも利用してはならない。ネットワークを利用した商品の売買、アルバイトや求人・広告や斡旋活動などはすべて禁止する。

#### エ セキュリティの維持

本学のネットワークの安定的稼動を脅かし、通信やプライバシーの漏洩につながるようなあらゆる行為は厳重に禁止する。他人へのユーザーアカウントの譲渡、パスワードの漏洩が発覚した場合には直ちに利用資格を停止する。ユーザーは定期的にパスワードを変更し、自らのプライバシーとネットワークセキュリティを維持するように努めねばならない。またコンピュータを利用中に席を離れるときは、ログアウトなど適切な措置を講じた後でコンピュータから離れることを原則とする。

## オ 匿名・ハンドル名の禁止

本学のユーザーは電子メールの送信、ネットワークニュース及び BBS への投稿、Web ページの作成において常に所属を添えて実名を明記しなければならない。署名のない無記名またはハンドル名を使った別名によるいかなるネットワーク活動も固く禁ずる。すべての表現・発言はその責任の所在を所属・実名を明確にした上で行い、少なくとも電子メールアドレスを併記しなければならない。

#### カ ネットワークマナーの厳守

学術機関である本学のユーザーは、ネットワークの利用においては一層の節度と品位が求められている。 Webページの作成や電子メールあるいは BBS への投稿にあたっては、十分な注意を払って社会通念上適切な表現を工夫しなけれ

ばならない。他人の作成したWebページのリンクについては、電子メール等を通じてリンク依頼を行い作者の承諾を事前に受けることを原則とする。また、いたずらにネットワーク通信量を増加させるような行為は厳に慎まねばならない。

DJ F

# 明海大学浦安キャンパス メディアセンター図書利用規程

#### 第1章 総 則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、明海大学浦安キャンパスメディアセンター規程 第8条の規定に基づき、明海大学浦安キャンパスメディアセンター の所蔵する図書及びその他の資料(電子媒体のものを含む。以下「図 書等」という。)を本学教職員、学生その他の利用に供する施設(以 下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。 (利用者の範囲)
- 第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 本学の教職員
  - (2) 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生を含む。 以下同じ。)
  - (3) その他メディアセンター長 (以下「センター長」という。) が許可した者

(休館日)

- 第3条 図書館の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 学則第32条第3号に規定する創立記念日
  - (3) 館内整理日(毎月1日。ただし、第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、その翌日)
  - (4) その他センター長が必要と認めた日 (開館時間)
- 第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

授業及び試験期間	月曜日~金曜日	9時から20時まで	
技未及0 武阙别间	土曜日	9時から17時まで	
スの仏の知明	月曜日~金曜日	9時から17時まで	
その他の期間	土曜日	9時から17時まで	

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、 臨時に開館時間を変更することができる。

## 第2章 館内閲覧

(閲覧)

第5条 利用者は、図書等を所定の閲覧室で自由に閲覧することができる。

(利用者の遵守事項)

- 第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 図書等は、所定の閲覧室で利用するものとし、所定の手続きを経ずに館外へ持ち出さないこと。
  - (2) 閲覧した図書等は、退出の際、所定の位置に返却すること。
  - (3) 閲覧室で、音読、談話、喫煙及び飲食等他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

#### 第3章 館外貸出

(館外貸出者の範囲)

- 第7条 図書等の館外貸出(以下「貸出」という。)を受けることができる者は、所定の手続きを経てライブラリー・カード(身分証明書・学生証裏面、様式1)の交付を受けた者とする。 (貸出手続)
- 第8条 図書等の貸出を受けようとする者は、ライブラリー・カードを係員に提示し、所定の貸出手続を行わなければならない。 (貸出図書等)
- 第9条 貸出を受けることができる図書等の冊数及び期間は、次のとおりとする。

	区 分	冊数	期間
	 教 員	30冊以内	前学期 9月末日
	新り 	JOHIJEKPY	後学期 3月末日
	その他の職員	4冊以内	2週間以内
図	大学院生	10冊以内	8週間以内
書	学部4年	6冊以内	8週間以内
	学部1~3年	6冊以内	2週間以内
	その他の学生	4冊以内	2週間以内
	センター長が特に許可した者	センター長が定める冊数	センター長が定める期間
h.#	教員	5冊以内	1週間以内
雑誌	その他の利用者	5冊以内	オーバーナイト
טט	センター長が特に許可した者	センター長が定める冊数	センター長が定める期間

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、 冊数及び期間を変更することができる。

(貸出禁止図書等)

- 第10条 図書等のうち次の各号に掲げるものは、貸出しすることができない。
  - (1) 貴重図書
  - (2) 参考図書 (事典、辞書及び年鑑等)
  - (3) その他センター長が指定した図書等

(転貸の禁止)

第11条 図書等の貸出しを受けた者は、これを他人に転貸しては ならない。

(貸出し図書等の返却)

- 第12条 利用者は、貸出しを受けた図書等を貸出期間内に返却しなければならない。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを受けた図書等を直ちに返却しなければならない。
  - (1) 教職員が退職又は休職したとき。
  - (2) 学生が退学若しくは休学したとき又は停学となったとき。
- (3) その他センター長が特に返却の必要があると判断したとき。 (図書等貸出しの禁止)
- 第13条 図書等の貸出しを受けた者が、次の各号の一に該当すると きは、センター長が定める期間、貸出しを受けることができない。
  - (1) ライブラリー・カードを他人に転貸したとき。
  - (2) 図書等の返却を延滞し、たびたび督促を受けたとき。

#### 第4章 相談・調査

(相談・調査依頼)

- 第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項について相談又は調査 依頼をすることができる。
  - (1) 図書館及び図書等の利用に関すること。
  - (2) 文献検索に関すること。
  - (3) 所在調査に関すること。
  - (4) 事項調査に関すること。

#### 第5章 文献複写

(文献複写の範囲)

- 第15条 文献複写は、著作権法の範囲内において、教育及び学術研究の用に供する場合に限り、複写することができる。 (文献複写の手続)
- 第16条 文献複写を依頼しようとする者は、複写申込用紙(別記様式2)に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。 (文献複写の費用負担)
- 第17条 文献複写を依頼した者は、所定の料金を納入しなければ ならない。
- 2 文献複写の料金については、別に定める。

#### 第6章 相互利用

(相互利用の手続)

- 第18条 利用者が、教育、研究又は学習のため、他大学等の図書館を利用しようとするときは、所定の手続きを経て利用願書の発行を受けなければならない。
- 2 他大学等の図書館資料及び文献複写等の借受けを希望するときは、相互賃借申込書(別記様式3)に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。この場合、借受けに要する経費は、すべて利用者の負担とする。

(他大学等の図書館への貸出等)

第19条 他大学等の図書館から、本学の所蔵図書等の貸出又は複写の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずることができる。

#### 第7章 施設の利用

(館内諸施設の利用)

- 第20条 次の各号に掲げる館内諸施設の利用に関することは、別に定める。
  - (1) 特別閲覧個室
  - (2) マルチメディアライブラリー
  - (3) 視聴覚製作室及びスタジオ
  - (4) 共同視聴室

(館内展示・掲示)

第21条 図書館内に展示又は提示しようとする者は、センター長の許可を得なければならない。

## 第8章 一般市民の利用

(一般市民の利用)

第22条 一般市民の利用に関することは、別に定める。

#### 第9章 弁償及び罰則

(紛失、損傷図書等の弁償)

第23条 利用者は、図書等を紛失又は損傷をした場合、若しくは施設、設備及び備品の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、相当の金額を弁償しなければならない。

(罰則)

第24条 この規程及びセンター長の指示に違反した者は、図書館 の利用を禁止する。 (改正)

第25条 この規程の改正は、理事会がメディアセンター長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

# 明海大学学生の付属図書館不正利用に対する 懲戒に関する内規(抜粋)

- 第1条 この内規は、明海大学学生の懲戒に関する規程第7条の規定にもとづき、学生の付属図書館における図書館資料の無断持ち出しおよび破損・汚損(以下「不正利用」という)に対する懲戒について必要な事項を定める。
- 第5条 不正利用を行った者の懲戒は、次の各項に定めるとおりとする。
- 2 訓告処分は、次の各号に該当する者について行う。
- (1) 悪質な無断持ち出しを行った者。
- (2) 破損、汚損した者。
- 3 停学処分は、前項の規定による訓告処分を受け、再度、前項の規定に該当する行為を行った者について行う。
- 4 退学処分は、前項の処分にもかかわらず、反省心なく重ねて 不正利用を行った者について行う。
- 第7条 不正利用者の氏名および処分は、速やかに学内に掲示し、 本人および保証人に通知する。

#### 明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則第68条第2項の規定に基づき、 浦安キャンパス保健管理センター(以下「センター」という。) の管理、運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 センターは、本学職員および学生の心身の健康保持・増進を図るため、次の業務を行う。
  - (1) 定期および臨時の健康診断に関する実施計画の企画立案および実施
  - (2) 健康診断の事後措置等健康管理に必要な指導
  - (3) 健康相談および精神衛生に関する助言
  - (4) 学内の環境衛生および伝染病予防についての指導助言
  - (5) その他健康管理について必要な指導助言 (職員)
- 第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長(教授もしくは准教授)
- (2) カウンセラー
- (3) その他必要な職員

(運営委員会)

第4条 センター業務の円滑な運営を図るため、センターにセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。 (運営委員の構成)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 学生部長
- (3) 外国語学部教員 1名(4) 経済学部教員 1名
- (5) 不動産学部教員 1名
- (6) ホスピタリティ・ツーリズム学部教員 1名
- (7) 保健医療学部教員 1名
- (8) カウンセラー 1名
- (9) 浦安キャンパス事務部長
- (10) 浦安キャンパス事務部庶務課長
- (11) 浦安キャンパス事務部学生支援課長
- 2 前項第3号から第7号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第1項各号の委員は、学長が委嘱する。

(運営委員会委員長)

第6条 運営委員会の委員長は、所長をもってあてる。

- 2 運営委員会委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された 委員がその職務を代行する。

(事務)

第7条 センター業務および運営委員会の事務は、浦安キャンパス事務部学生支援課が処理する。

附則

- 1 この規程は、平成10年11月17日から施行する。
- 2 この規程施行後、はじめて第5条第1項第3号から第6号まで の委員となった者の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、 平成12年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日付で第5条第6号により選任された者の任期 は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日まで とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年4月1日付で第5条第7号により選任された者の任期 は、第5条第2項の規定にかかわらず、2020年3月31日までと する。

# 明海大学 MEIKAI CLUB 会則 (学内用)

(総則)

第1条 この会則は、明海大学(以下「本学」という。)浦安キャンパス体育施設管理運営規程第2条及び第7条第3項に基づき、本学所定の施設を学生、教職員及び地域社会における「豊かなコミュニティ」の場として運営するため、「MEIKAI CLUB」(以下「本クラブ」という。)を組織し、その使用等について定めることを目的とする。

(会員の種類及び資格等)

- 第2条 本クラブを使用する者を、会員(以下「会員」という。) という。会員の種類及び資格等は、次のとおりとし、これらに該 当しない場合は、原則として、本クラブを使用することができな い。また、使用許可されている者が、次の各号に該当しなくなっ た場合は、その資格を一時停止または、喪失することとする。
- 1 学生会員
- (1) 本学に在籍中の学生(別科生を含む。)で、次の各号のいずれにも該当し、本クラブが入会を許可した者(以下「学生会員」という。)。
  - ① 学則に違反する事実のない者。
  - ② 本学が行う健康診断を受診し、医師から運動を禁止されていない者。
  - ③ 本会則に違反する事実のない者。

# 2 教職員会員等

- (1) 本学に在職中の教職員(非常勤講師、パート事務職員を含む。)で、次の各号のいずれにも該当し、本クラブが入会を許可した者(以下「教職員会員」という。)。
  - ① 就業規則に違反する事実のない者。
  - ② 本学が行う健康診断を受診し、医師から運動を禁止されていない者。
  - ③ 本会則に違反する事実のない者。
- (2) 教職員会員の16才以上の一親等以内の同居の親族で、次の 各号のいずれにも該当し、本クラブが入会を許可した者(以下「教職員家族会員」という。)。
  - ① 医師から運動を禁止されていない者。
  - ② 本会則に違反する事実のない者。
  - ③ 本クラブ会員としてふさわしい者。
- (3) 教職員会員が会員資格を一時停止または、喪失した場合、その効果は、教職員家族会員にも及ぶものとする。

#### 3 賛助会員等

- (1) 本クラブの趣旨に賛同する一般市民等(以下「賛助会員」という。)で主たる会員(以下「賛助主会員」という。)及びその配偶者(以下「賛助配偶者会員」という。)並びにその一親等以内の同居の親族(以下「賛助家族会員」という。)で、次に各号のいずれにも該当し、本クラブが許可した者。ただし、賛助家族会員は2名までとする。
  - ① 18才以上で、医師から運動を禁止されていない者。ただし、配偶者、家族会員に限り16才以上とする。
  - ② 本会則に違反する事実のない者。
  - ③ 本クラブ会員としてふさわしい者。
- (2) 賛助会員等の会員資格期間は、次のとおりとする。
  - ① 賛助主会員の資格期間は、申込日から2年を経過した日の属する月末までとする。
  - ② 賛助配偶者会員及び賛助家族会員は、賛助主会員の資格 有効期限と同じとする。

- ③ 賛助会員等より、退会の申し出がなく、本クラブの継続 資格審査で承認された場合は、更に2年間延長される。また、 施設使用は、新たに健康調査票の提出をもとめ、本クラブ が健康上、支障のないと認めた者のみ可能となる。以後も 同様とする。
- (3) 賛助会員は、本会則第3条に定める施設維持費を、毎月本 クラブに納入しなければならない。また、賛助会員は、配偶 者会員及び家族会員の施設維持費も負担することとする。
- (4) 賛助会員が会員資格を一時停止、喪失または退会した場合、 その効果は、配偶者会員及び家族会員にも及ぶものとする。 (施設維持費)

#### 第3条(省略)

(使用許可)

- 第4条 学生会員及び教職員会員等の本クラブの使用は、所定の使用申込書を浦安キャンパス事務部学事課に提出し、大学の許可を得なければならない。
- 2 賛助会員等は、所定の入会申込書等を浦安キャンパス事務部 学事課へ提出し、大学の許可を得るとともに、第3条で定める施 設維持費を2か月分前納しなければならない。 (会員証)
- 第5条 学生会員及び教職員会員の会員証は、それぞれ学生証、 身分証明書と兼用することとする。
- 2 教職員家族会員、賛助会員等には、本クラブの会員証を発行することとする。
- 3 会員でない者への会員証の貸与及び、会員でない者の会員証の使用を一切禁止する。
- 4 本クラブの会員証を紛失又は汚損したときは、速やかに本クラブにその旨を届け、会員証を再発行しなければならない。尚、会員証の再発行手数料は、500円を徴収する。
- 5 会員資格を喪失した場合は、本クラブの会員証は返還しなければならない。

(退会)

#### 第6条(省略)

(施設の使用)

- 第7条 会員は第8条に定める施設使用料等を支払い、本クラブ の施設を使用することができる。
- 2 会員は本クラブの施設を使用する場合は、その会員証を係員に提示しなければならない。
- 3 会員は第9条に定める使用時間内に、本会則に従い、施設を使用することができる。
- 4 原則として、オーディオスタジオ、カルチャールーム、マルチスタジオ、テニスコートの使用は、予約制とし、必要に応じて、別に定める施設使用料を徴収する。
- 5 ダイビングプールの使用は、オープンカレッジ及びその関連の諸 活動における使用に限る。使用等に関し必要な事項は、別に定める。 (施設使用料等)
- 第8条 本クラブの施設使用料等は、1回あたり次のとおりとする。

	施設使用料 入 館 料	
学 生 会 員	100円	
教 職 員 会 員	100円	
教 職 員 家 族 会 員		
賛 助 主 会 員	400円	
賛 助 配 偶 者 会 員		
賛 助 家 族 会 員		

2 施設使用利用等は、その都度現金で徴収する。

3 第1項の規定によるもののほか、使用期間等に応じた施設使用 料等を定めることができる。

(使用時間)

第9条 本クラブの使用時間は、次のとおりとする。

	チェックイン	施設使用時間	チェックアウト
火~金曜	10:00~21:15	10:00~21:45	22:00
土曜	10:00~21:00	10:00~21:15	21:30
日・祝日	10:00~18:15	10:00~18:45	19:00

(ビジターの使用)

- 第10条 会員が同伴する場合に限り、会員以外の者(以下「ビジター」という。)に施設を使用させることができる。
- 2 ビジターは、会員1名につき1回3名までとする。
- 3 ビジター1名につき、施設使用料3,000円とし、会員の負担とする。
- 4 ビジターの本クラブの施設使用については、本会則を適用する。
- 5 ビジターの本クラブ内における行為、本クラブに対する支払い 及び会則の遵守義務等、一切について同伴メンバーは連帯責任 を負わなければならない。

(休館日)

- 第11条 毎週月曜日を休館日とする。ただし、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日を休館日とする。
- 2 施設の点検・補修及び改造等、本クラブの管理・運営上やむを得ない場合は、臨時休館日を設けることがある。
- 3 夏季・冬季休館日については、別途掲示をする。 (施設の使用制限)
- 第12条 大学は次の場合、施設の全部又は一部を使用制限することができる。
  - (1) 正課体育授業中の場合。
  - (2) 本学主催の諸行事中の場合。
  - (3) 本学オープンカレッジ主催のプログラム開講中の場合。
  - (4) 各施設の収容定員を超過する場合。
  - (5) 施設の改造・修理・点検に際してやむを得ない場合。
  - (6) 管理運営上必要があると認められた場合。

(遵守事項)

- 第13条 会員は、本クラブの使用に際しては、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 時間、目的及び許可者等の使用条件を遵守しなければならない。
  - (2) 施設を使用するに当たって、備付けの設備備品類以外に使用しようとするものがあるときには、許可を得なければならない。
  - (3) 使用者の故意又は過失により、施設内の設備等を破損滅失し、紛失し、又は汚損したときは、ただちに大学に届けるとともにその指示に従わなければならない。
  - (4) 秩序維持に反する行為及び危険な行為をしてはならない。
  - (5) 使用許可された者が、他の者に転貸してはならない。
  - (6) 各施設に適した運動着、運動靴等を着用しなければならない。
  - (7) 施設内では、係員の指示に従わなければならない。
  - (8) 所定の場所以外での飲食、喫煙を禁止する。

(事故責任)

- 第14条 会員は自己の責任と危険負担において、本クラブの施設 を使用しなければならない。
- 2 本クラブは会員等の本クラブの施設使用の際に生じた盗難・傷害等の人的・物的事故については、一切責任を負わないこととする。ただし、本クラブに重大なる過失があった場合にはこの限りではない。

(会員の損害賠償責任)

第15条 会員は本クラブ諸施設を使用中に、自己の責に帰すべき 事由により、本学又は第三者に損害を与えた場合は速やかにそ の賠償の責を任ずるものとする。

(変更事項)

- 第16条 会員は住所又は連絡先等、入会申込記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。(改正)
- 第17条 この会則の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。 (注) この会則は、本学の定める「MEIKAI CLUB 会則」原文に 基づき編集、作成されたものです。